

砂川市過疎地域持続的発展市町村計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 4 月 改訂

北 海 道 砂 川 市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 砂川市の概況	1
1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
2 過疎の状況	2
3 社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	1 2
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	1 3
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	1 3
(7) 計画期間	1 3
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	1 4

2. 施策に関する事項

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	1 5
1 現況と問題点	1 5
2 その対策	1 5
3 計画	1 7
4 公共施設等総合管理計画等との整合	2 1
(2) 産業の振興	2 2
1 現況と問題点	2 2
①農林業	2 2
②商工業	2 3
③労働環境	2 5
④観光	2 5
⑤市街地の賑わい	2 5
2 その対策	2 6
3 計画	2 8
4 産業振興促進事項	3 3
5 公共施設等総合管理計画等との整合	3 3

(3) 地域における情報化	3 4
1 現況と問題点	3 4
2 その対策	3 4
3 計画	3 5
4 公共施設等総合管理計画等との整合	3 5
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	3 6
1 現況と問題点	3 6
①道路環境	3 6
②交通環境	3 6
2 その対策	3 8
3 計画	3 9
4 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2
(5) 生活環境の整備	4 3
1 現況と問題点	4 3
①循環型社会	4 3
②衛生環境	4 3
③安全生活環境	4 4
④消防・救急	4 4
⑤地域防災・減災	4 5
⑥住環境	4 5
⑦上下水道	4 5
⑧快適空間	4 8
2 その対策	4 8
3 計画	5 0
4 公共施設等総合管理計画等との整合	5 2
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	5 3
1 現況と問題点	5 3
①子育て支援、母子保健、母子・父子福祉	5 3
②高齢者福祉	5 3
③障がい者（児）福祉	5 4
④地域福祉	5 4
⑤健康	5 5
2 その対策	5 5

3 計画	5 7
4 公共施設等総合管理計画等との整合	6 6
(7) 医療の確保	6 7
1 現況と問題点	6 7
2 その対策	6 7
3 計画	6 8
4 公共施設等総合管理計画等との整合	6 9
(8) 教育の振興	7 0
1 現況と問題点	7 0
①生涯学習	7 0
②学校教育	7 0
③社会教育	7 1
④スポーツ・レクリエーション	7 1
2 その対策	7 1
3 計画	7 3
4 公共施設等総合管理計画等との整合	7 6
(9) 集落の整備	7 7
1 現況と問題点	7 7
(10) 地域文化の振興等	7 8
1 現況と問題点	7 8
2 その対策	7 8
3 計画	7 9
4 公共施設等総合管理計画等との整合	8 0
(11) 再生可能エネルギーの利用の推進	8 1
1 現況と問題点	8 1
2 その対策	8 1
3 計画	8 2
4 公共施設等総合管理計画等との整合	8 2
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	8 3
1 現況と問題点	8 3

①協働	8 3
②地域コミュニティ	8 3
2 その対策	8 4
3 計画	8 4
4 公共施設等総合管理計画等との整合	8 4

添付資料

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	8 5
---	-----

1. 基本的な事項

(1) 砂川市の概況

1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、札幌市と旭川市のほぼ中間点に位置し、東は夕張山系の丘陵地帯を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は石狩川を挟んで新十津川町に、北は空知川を挟んで滝川市に、そして、南は奈井江町に接している。

その市域は、東西に 11.3 km、南北に 12.7 km、総面積は 78.68 km²であり、地形的には東部一帯の山間部から西部に向けてなだらかに傾斜し、その傾斜に沿って 8 本の一級河川が石狩川へ注ぎ込んでいる。また、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間を南北に細長く展開している。

気候は、石狩川流域の平坦部からなっているため、令和 6 年の平均気温が 8.6℃、最高気温が 35.1℃、最低気温が -17.4℃で夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候になっている。また、年間降雨量が 969.0 mm で年間降雪量は 629cm と積雪も多く、昭和 58 年には特別豪雪地帯に指定されている。

歴史を遡ると、明治 19 年に上川道路として着工が始まった現在の国道 12 号の開通によって次第に人々が移り住み始め、明治 23 年に奈江村として開基したことに始まる。明治 36 年には砂川村と改称、さらに、大正 12 年には町制が施行された。以後、昭和 19 年の奈井江分村、昭和 24 年の上砂川分町を経て、昭和 33 年に北海道で 26 番目の市として市制を施行している。その間、隣接する歌志内市、上砂川町が炭都として栄え、鉄道が敷設されるなど交通の要衝となったほか、土地区画割による農民移住、石狩川を利用した木材流送の拠点として貯木場や製材場の立地などにより、産業が発展し、まちの礎となった。戦後においては、石炭による火力発電所や化学肥料工場の操業が開始されるなど、従業員社宅等の整備に伴い、飲食店や物品販売店などが増えていき、次第に市街地が形成された。このように、安定した商業基盤の上で経営が行われ、工業を中心に中空知における中核的な都市として発展してきた。

しかし、その後のエネルギー革命による石炭から石油への転換や技術革新による機械化・省力化に伴い、本市の発展の原動力となっていた最大企業である化学肥料工場が縮小・合理化されたことなどにより、国勢調査では、昭和 35 年を頂点に人口減少の一途を辿っている。

そうした一方で、国道 12 号や道央自動車道、J R 函館本線といった北海道における陸上交通の大動脈が南北に縦貫しているという高い交通の利便性などの地の利を活かし、工業団地の造成や北海道子どもの国、砂川ハイウェイオアシス館、オアシスパーク、道央自動車道砂川 S A スマートインターチェンジの設置などの整備を行い、地域の活性化に努めてきた。しかし、人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会的・経済的な環境は依然として厳しいものとなっていることから、中空知 2 次医療圏の中核病院である砂川市立病院を地域資源として有効活用し、来訪者をまちなかへ誘導するとともに、新たなまちの顔となる施設を駅前地区に整備することにより回遊性を高め、中心市街地の賑わい創出による活性化を図り、持続可能な地域経済を確立することが課題となっている。

2 過疎の状況

国勢調査による本市の人口推移は、昭和 35 年の 31,750 人が最も多く、これと比較すると昭和 55 年には 25,355 人（減少率 20.1%）、平成 2 年には 23,152 人（同 27.1%）、平成 17 年には 20,068 人（同 36.8%）、平成 27 年には 17,694 人（同 44.3%）、令和 2 年には 16,486 人（同 48.1%）と減少してきている。

なお、令和 7 年 3 月 31 日の住民基本台帳の人口では 15,105 人となっている。

人口減少の要因は、全国的に昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期にありながら、本市では、昭和 39 年から始まった最大企業である化学肥料工場の縮小・合理化による市外への人口流出の影響が大きい。さらに、農業分野においては後継者不足による離農が増加し、地域産業が徐々に衰退したことが悪循環を招き、地域の雇用力の低下から人口が流出していったものと考えられる。また、死亡数が出生数を上回る自然減の時代が続く中、過疎の進行に歯止めはかかっている。

これまでの対策として、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき、道路の整備、福祉施設及びコミュニティセンターの建設など、主に生活環境の整備を進めてきたほか、世代間交流及び芸術文化活動の拠点として地域交流センターの建設及び地域医療の確保を図る市立病院の改築、教育・体育施設の整備、新たな公共交通対策である予約型乗合タクシーの運行などを積極的に進めてきた。

しかし、今後も人口減少は続く見込まれ、地域の活力の低下などが課題となる中、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上などに努めることで持続可能なまちづくりを推進し、まちなかの賑わいの創出による活性化を進めているところであり、また、子育て支援対策、さらに高齢者を含めた福祉対策を総合的かつ計画的に推進し、定住人口の確保及び人口増加を図るものである。

3 社会経済的発展の方向の概要

人口減少と少子高齢社会の進行は、地域経済の縮小や地域の活力低下、年金をはじめ医療、介護などの社会保障費の増大、さらには地域コミュニティの衰退など、社会の様々な面で影響を及ぼすことが懸念されている。こうした中、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を叶える環境を整えるとともに、子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすく誇りをもって住み続けられるまちづくりが求められている。

産業の振興を図るため、農業では、担い手の育成や確保と農業基盤の整備を推進するほか、スマート農業により作業効率を上げることで生産性を高め、農業経営の安定化を図る取り組みが一層必要である。

商工業では、中小企業がいまだ地方経済の低迷の状況から雇用拡大は難しいが、引き続き道央自動車道砂川 S A スマートインターチェンジによる交通利便性の良さといった地域性を活かした企業誘致を進めるとともに、砂川ハイウェイオアシス館に訪れる多くの観光客を砂川 S A スマートインターチェンジから市街地へ誘導し、「まちなか回遊」につなげることで、お菓子の魅力で知名度を上げた「すながわスイートロード」の効果等を商店街や他の産業へ波及させ、

まちなかの賑わい創出に継続して取り組む必要がある。また、既存企業への経営基盤の強化と企業体質の改善を支援するほか、異業種連携による地域ブランドを確立し、販路開拓と売上拡大を図るとともに観光振興にも結びつけ、地域経済の活性化を図る必要がある。その他に、駅前地区においては、令和7年4月に運用を開始したまちなか交流施設すないるを拠点として、中心市街地の活性化を図るとともに、商店街においては、経営者の高齢化による後継者不足の解消を図る必要がある。

さらに市立病院では、高度な専門的医療が充実し、砂川市外からも患者が多く訪れる中空知2次医療圏の中核病院となっており、地域における医療連携の拠点でもあることから、医療を中心とした保健・福祉・介護などを含めた関連産業の集積を図り、医療従事者を含めた雇用の確保、地域の活性化などに向けた取り組みを進める必要がある。その他、地域医療体制の充実を図るため、開業医誘致等の促進も進めていく。

人口減少が続く中、中心市街地の活性化、産業再生のための支援、医療・子育て支援・高齢者福祉などの充実により、地域が支え合う、安全・安心で活力あるまちづくりを促進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の住民基本台帳の人口は、市制施行の昭和 33 年末では 31,920 人であったが、市内最大企業であった化学肥料工場の縮小・合理化等により人口は減少し、昭和 43 年度末には 29,025 人となり、平成 18 年 6 月末には、20,000 人を下回る状況になっている。

国勢調査では、昭和 35 年は 31,750 人であったが、その後は減少を続け、令和 2 年には 16,486 人で昭和 35 年と比較すると 48.1%の減少となっている。調査年ごとの比較では平成 27 年の 17,694 人に対し令和 2 年は 16,486 人で 6.8%の減少率となっている。

人口の推移を見ると、年齢構成別の推移では 0～14 歳までの年少人口は昭和 35 年から減少しており、令和 2 年における高齢者比率は 38.8%と全国値が 28.8%であるのと比較すると非常に高い割合であり、全国的な状況を大きく上回る割合で少子高齢化が進んでいる。

こうした人口構成になった要因としては、地域における雇用力の低下に伴う、生産年齢人口の都市圏への流出が主な要因と考えられる。

今後、本市の持続的発展に向け、地場産業の振興支援や企業の新規参入への誘引を強めるような地域づくりを推進し、産業活力の再生を図らなければならない。

本市の産業は、令和 2 年の国勢調査における就業人口比率では、第 1 次産業が 5.1%、第 2 次産業が 23.5%、第 3 次産業が 71.1%となっており、全国での就業人口比率が第 1 次産業 3.2%、第 2 次産業 23.4%、第 3 次産業 73.4%であるのと比較すると類似した産業構成になっている。しかし、構成比の推移をみると、昭和 35 年では第 1 次産業が 19.4%、第 2 次産業が 40.5%、第 3 次産業が 40.1%であり、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業者の割合が減少している。

第 1 次産業は、農業経営者の高齢化や後継者不足等による離農が進行したことが、その主な要因として考えられる。

第 2 次産業は、本市発展の原動力の役割を担ってきた化学工業製品や木材・木製品を生産してきた企業の縮小・合理化・撤退が就業者数割合減少の主な要因と考えられる。

第 3 次産業は、卸・小売業、サービス業を中心に就業者の割合が増加傾向にある。

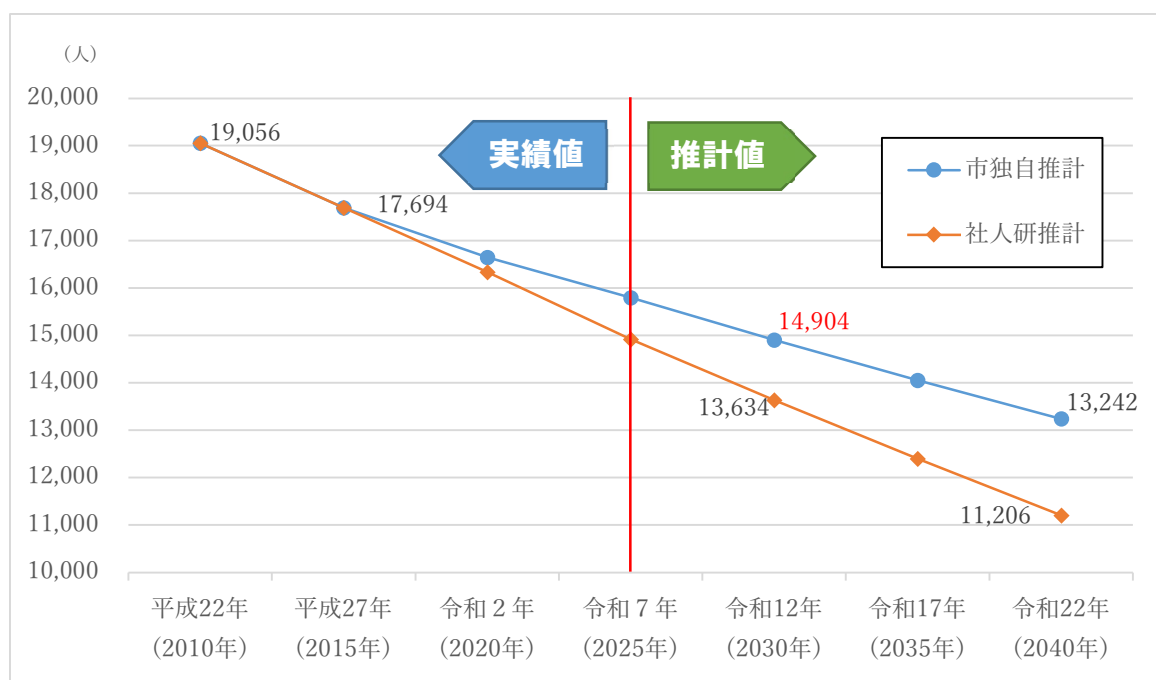
今後においても、景気は回復傾向にあるといわれるものの、地方においては依然として厳しい経済情勢である中、地場産業の育成、新規企業の立地促進を図るためにも、市立病院を核とした中心市街地の活性化をはじめとする施策を重点的に推進し、産業立地環境の向上を図る必要がある。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区 分	昭和 35 年	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	31,750	25,355	△20.1	23,152	△8.7	20,068	△13.3	17,694	△11.8	16,486	△6.8
0～14 歳	11,014	5,435	△50.7	4,045	△25.6	2,412	△40.4	1,758	△27.1	1,388	△21.0
15～64 歳	19,672	17,525	△10.9	15,742	△10.2	12,040	△23.5	9,355	△22.3	8,694	△7.1
うち 15～29 歳(a)	8,513	4,917	△42.2	3,877	△21.2	2,735	△29.5	1,993	△27.1	1,751	△12.1
65 歳以上 (b)	1,064	2,395	125.1	3,365	40.5	5,616	66.9	6,390	13.8	6,404	0.2
(a)/総数 若年者比率	26.8	19.4	—	16.7	—	13.6	—	11.3	—	10.6	—
(b)/総数 高齢者比率	3.4	9.4	—	14.5	—	28.0	—	36.1	—	38.8	—

表 1－1 (2) 人口の見通し（砂川市第 7 期総合計画 将来人口より）



(単位：人)

区分	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
社人研推計	19,056	17,694	16,333	14,916	13,634	12,400	11,206
市独自推計	19,056	17,694	16,648	15,794	14,904	14,055	13,242

(3) 行財政の状況

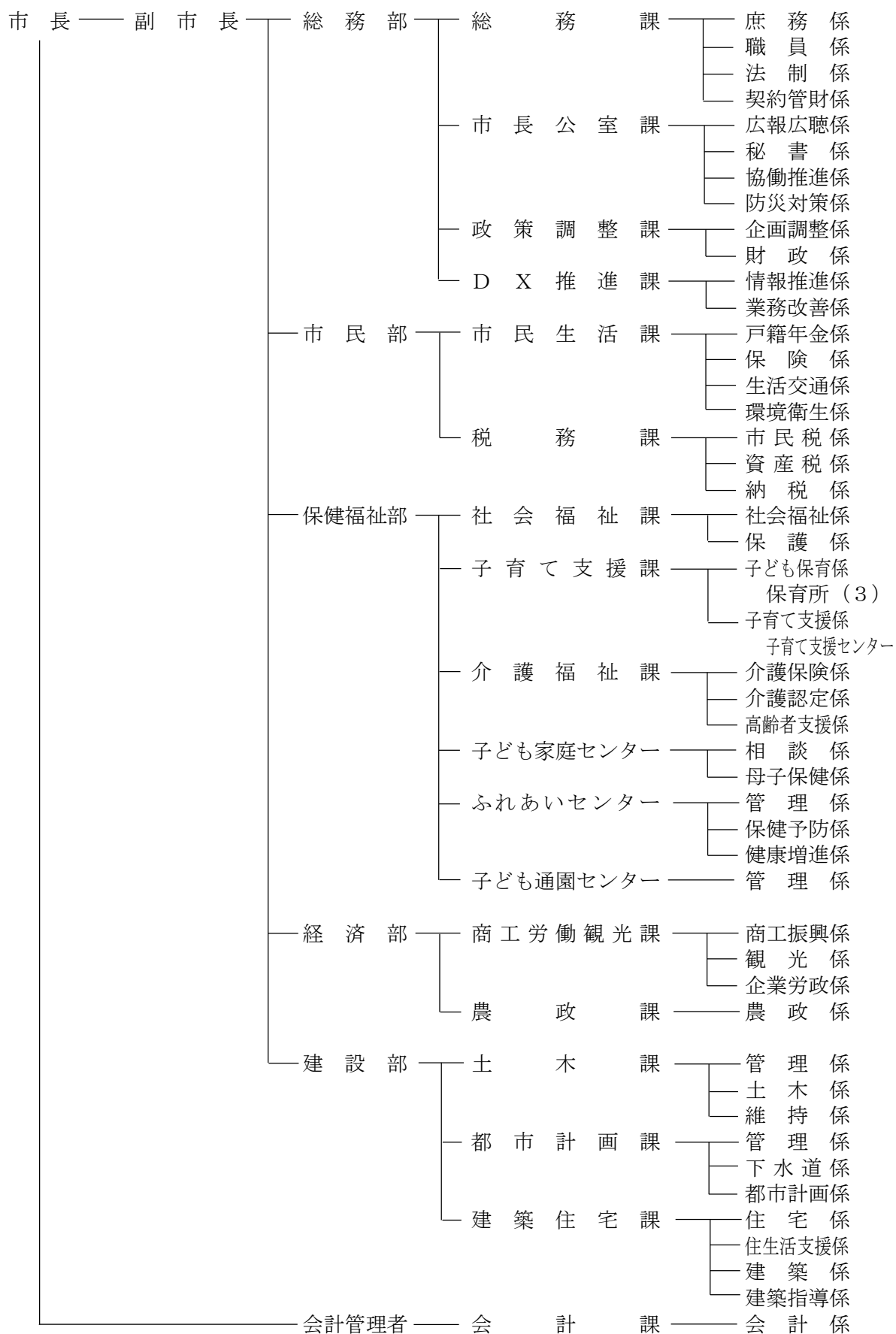
近年の急速な少子高齢化の進行、社会・経済情勢の変化、ICTの高度化などによる市民ニーズの多様化、さらには、地方分権改革の進展など、地方自治体は数多くの行政課題を抱えている。その一方で、厳しい財政状況を背景として効率的な行財政運営を図るため、これまで、職員の意識改革や行財政改革を進め、健全財政の堅持に努力してきた。また、第6期総合計画の推進においては、事務事業の評価を実施し、その結果を公表することにより施策の透明度を高め、より市民が行財政運営に対して注視できる取り組みも進めてきた。

今後も、様々な行政課題に対し、その着実な対応を求められており、さらなる職員の資質向上に努め、市民の日常生活圏が拡大していることから、これらに対応できる計画的、効率的な広域連携での取り組みにより、効果的な行政事務の執行に努めなければならない。

これまでの本市の財政状況は、いまだ回復には至っていない景況や人口減少などにより、市税収入が伸び悩むなど、自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源の割合が高くなっている。また、健全化判断比率である実質公債費比率が高かったことから、公債費負担適正化計画を策定し、事業費の圧縮、繰上償還に積極的に取り組み、平成23年度には計画の目標を達成したところであるが、義務教育学校建設事業などの大型事業のほか、公共施設の長寿命化に向けた大規模改修などにより公債費は上昇傾向であるため、引き続き事業の効率化等により適正化を図る必要がある。

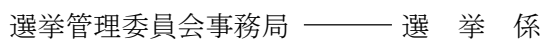
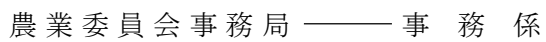
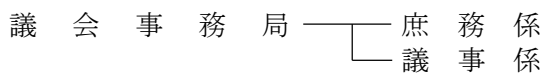
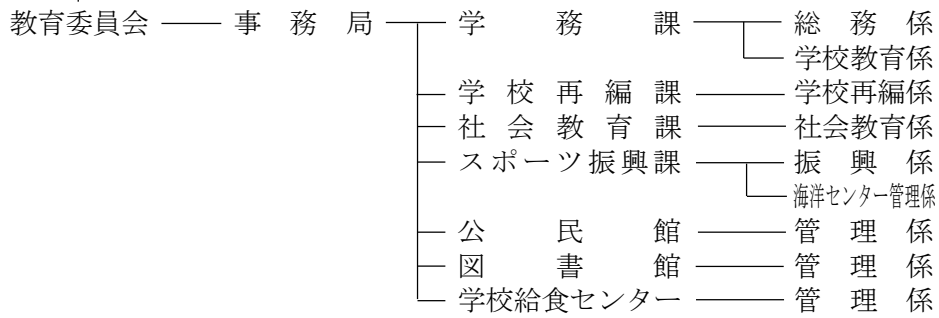
しかしながら、依然として地方交付税に依存する状況が続くものと考えられることから、健全な財政運営を図るため、歳入の根幹をなす市税をはじめとした財源の確保、歳出の効率的な配分に努めるとともに、緊急性や必要性を踏まえた事業の選択に努め、健全な財政基盤の確立と将来を見据えながら市民とともにまちづくりを進めて行かなければならない。

砂 川 市 機 構 図 (令和7年10月1日現在)



教 育 長

↓



市立病院機構図（令和7年10月1日現在）

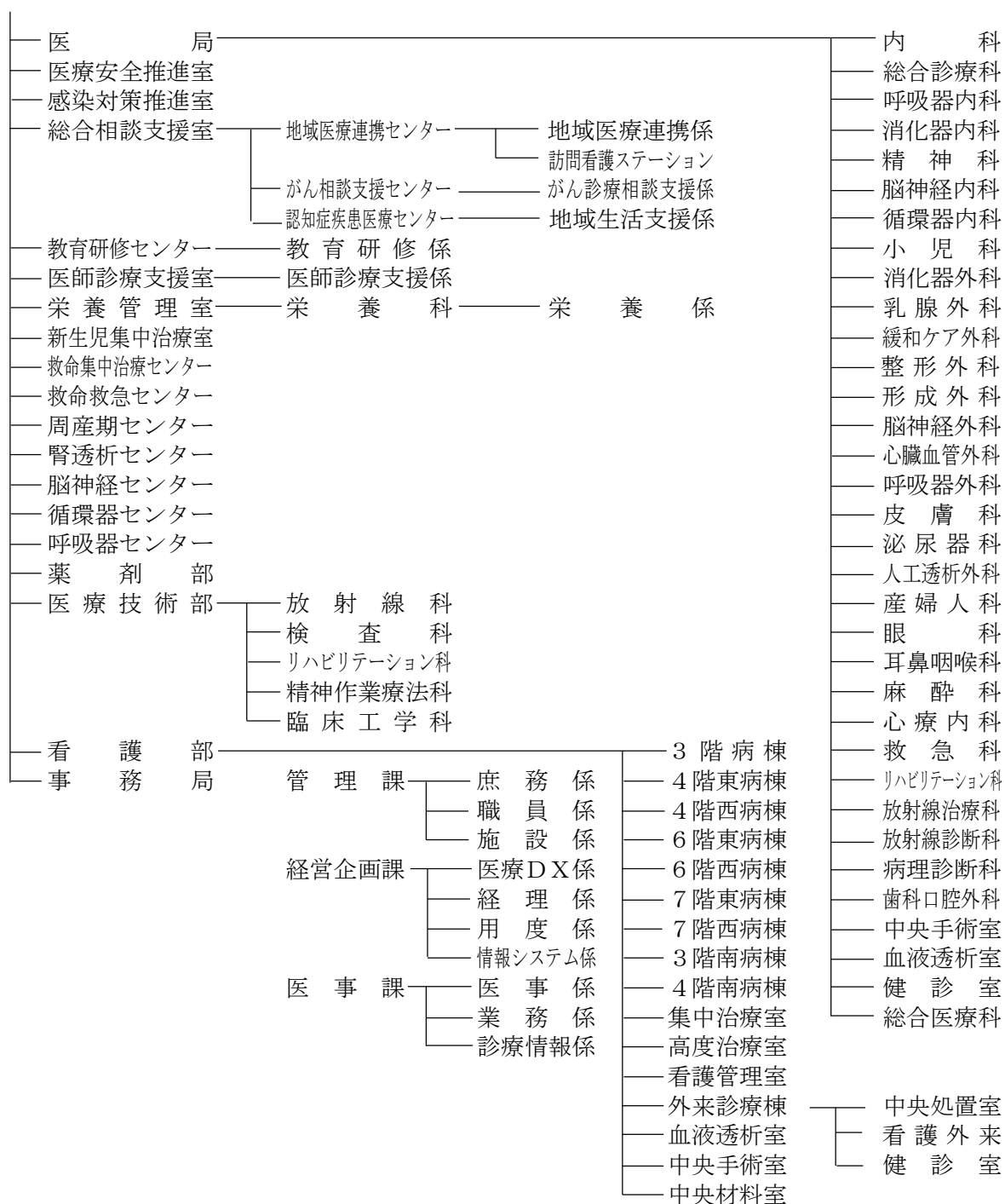
管 理 者

|

院 長

|

副 院 長



附属看護専門学校

学 校 長 ——— 副 学 校 長 ——— 事務管理者 ——— 事務係
教 務 係

広 域 行 政 の 状 況

(令和7年10月1日現在)

名 称	設立 年度	関係市町村	事業の概要
中空知広域市町村圏組合	昭 45	○滝川市、砂川市、芦別市、 赤平市、歌志内市、奈井江 町、上砂川町、浦臼町、新 十津川町、雨竜町	ふるさと市町村圏基金事業 交通災害共済事業 交通遺児奨学事業
砂川地区保健衛生組合	昭 43	○砂川市、歌志内市、奈井江 町、上砂川町、浦臼町	火葬場施設の設置・維持管理 ごみ処理施設の設置・維持管理
砂川地区広域消防組合	昭 47	○砂川市、奈井江町、浦臼 町、上砂川町	消防
中空知広域水道企業団	昭 58	○砂川市、滝川市、歌志内 市、奈井江町	水道事業
石狩川流域下水道組合	昭 60	○滝川市、砂川市、芦別市、 赤平市、歌志内市、美唄 市、奈井江町、上砂川町、 浦臼町、新十津川町、月形 町、雨竜町	流域下水道の維持・管理運営 浄化槽汚泥等受入施設の設置、 維持・管理運営
空知教育センター組合	昭 43	○滝川市、他 23 市町	教職員の研修
中・北空知廃棄物処理広域連合	平 21	○歌志内市、砂川市、赤平 市、滝川市、深川市、奈 井江町、上砂川町、浦臼 町、新十津川町、妹背牛 町、秩父別町、雨竜町、 北竜町、沼田町	ごみ焼却施設の設置・管理及 び運営
中空知定住自立圏	平 26	○滝川市、○砂川市、芦別 市、赤平市、歌志内市、奈 井江町、上砂川町、浦臼 町、新十津川町、雨竜町 ※中心市：滝川市、砂川市	医療、福祉、教育、産業振 興、環境、防災・消防、地域 公共交通、交通インフラ、交 流・移住促進、ICT、人材育成 の分野における地域連携

※○印 事務局所在地

表 1－2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	12,152,651	12,776,057	19,073,309	18,668,957
一 般 財 源	7,226,835	7,521,195	7,683,741	8,777,869
国 庫 支 出 金	1,735,812	1,363,927	3,700,363	1,903,794
都道府県支出金	441,661	517,570	627,043	620,725
地 方 債	1,065,000	1,438,100	4,053,100	2,628,700
うち過疎対策事業債	187,400	961,600	767,000	2,152,200
そ の 他	1,683,343	1,935,265	3,009,062	4,737,869
歳 出 総 額 B	11,901,753	12,343,566	18,511,572	18,058,770
義 務 的 経 費	4,964,809	4,471,568	4,374,968	5,247,730
投 資 的 経 費	1,481,451	857,788	4,132,710	1,286,783
うち普通建設事業	1,432,229	857,788	4,132,710	1,286,783
そ の 他	5,259,641	6,047,941	9,116,253	9,189,684
過疎対策事業費	195,852	966,269	887,641	2,334,573
歳入歳出差引額 C (A－B)	250,898	432,491	561,737	610,187
翌年度に繰越すべき財源 D	5,913	34,618	135,667	24,973
実質収支 C－D	244,985	397,873	426,070	585,214
財 政 力 指 数	0.321	0.304	0.318	0.295
公 債 費 負 担 比 率	22.3	14.4	10.8	12.0
実 質 公 債 費 比 率	18.9	9.6	4.5	6.9
起 債 制 限 比 率	14.3	7.4	4.3	5.4
経 常 収 支 比 率	84.8(90.7)	81.6(86.2)	83.9(86.6)	89.2(89.4)
将 来 負 担 比 率	109.7	14.7	73.9	41.5
地 方 債 現 在 高	13,444,058	11,954,179	15,856,999	16,902,760

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	20.6	46.1	63.0	70.1	75.4	76.1
舗 装 率 (%)	12.6	27.2	41.0	52.0	64.1	66.6
農 道						
延 長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林 道						
延 長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	95.1	98.6	99.1	99.8	99.8	99.8
水 洗 化 率 (%)	—	73.0	93.8	97.2	98.6	98.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	31.1	35.0	33.0	34.0	30.6	26.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市はこれまで、総合計画に基づき、掲げた都市像の実現に向けて、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策を展開してきた。景気は、回復傾向にあるといわれるものの、地方には行き届いておらず、地域の雇用力の低下による都市圏への人口流出、少子高齢化の急速な進行など、人口減少に歯止めはかかっていない。

第7期総合計画（令和3年度～12年度）では、めざす都市像を「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」として、その実現に向けて「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」、「安全でやすらぎのあるまち」、「豊かな心と学ぶ力を育むまち」、「活力にあふれ賑わいのあるまち」、「自然と調和した快適で住みよいまち」、「明日へつなぐ協働と支え合いのまち」を基本目標に掲げ、「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような、愛着を持てるまちづくりを目指して、施策を展開する。

「まちの顔」である中心市街地の活性化については、これまでJR砂川駅東部地区開発による地域交流センターや公営住宅の整備、また、市立病院の改築など、都市機能を集積したコンパクトなまちづくりに取り組んできたが、市内中心部に位置する商店街では、人口減少や少子高齢化に加え、消費者の購買行動の多様化による利用客の減少、経営者の高齢化や後継者不足などによる事業者数の減少が、中心市街地の活力低下に影響を与えている。今後は、令和7年4月に開設したまちなか交流施設すないるを拠点に駅前地区の賑わい創出を図るほか、現に営業を行っている店舗の改修に対する助成や空き店舗の解消に向けた取り組みなどにより、中心市街地の活性化につなげる。

少子化対策としては、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を図り、男女とも仕事と子育ての両立ができる環境づくりを推進することで、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境の整備を図るとともに、令和8年4月に開校した義務教育学校砂川学園における快適な学習環境のもと、地域と連携して子ども達の成長を支える仕組みづくりを推進し、教育環境の充実に取り組む。

また、高齢期を迎えても、地域で安心して暮らすことのできるよう、市の保有する情報をもとに、町内会や民生委員の協力を得て、高齢者を見守り・支える仕組みを確立してきたが、引き続き、支援が必要な高齢者を的確に把握していくとともに、医療と介護の効果的な連携強化の取り組みを進める。

産業の振興については、活力と魅力ある産業の実現に向けて、農業・商業・工業などの産業に共通した課題である人材不足の解消を図る。特に若年者の人口流出は、産業の活性化に大きな影響を与えることから、地元企業と学校が連携することで、若年層の地元定着を図る。企業誘致活動においては、砂川SAスマートインターチェンジによる本市の地理的優位性・快適性や安全・安心なまちづくりを情報発信するとともに、補助金などの優遇制度としては北海道でも屈指の補助額である企業施設建設等における助成、制度融資についてPRするほか、既存企業についても事業拡大を助長し、雇用の創出へつなげる。そのほか、異業種連携をさらに進め、地域資源を活かした地域イメージのブランド化による、地域経済の活性化を図る。

農業においては、農業者が農産物の生産だけでなく、製造・加工や流通・販売を一体的に行う

など新たな付加価値を生み出す6次産業化の取り組みをさらに推進するとともに、生産性向上、スマート農業の導入による労働力を効率化する省力化や疲労・労力を軽減する軽労化、担い手の育成、新規就農者の確保を進め、農業経営の安定化を図る。

また、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、市民・地域・行政が互いに情報を共有し信頼関係を築くとともに、市民と行政それぞれの役割や責任などを明確にして市民参画による協働の取り組みを進め、持続可能なまちづくりを目指す方針である。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市では、平成27年に「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「砂川市人口ビジョン」を策定、令和3年に「第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の長期見通しをたて、人口減少に歯止めをかけることを目標に施策に取り組んできた。

令和3年度を初年度とする第7期総合計画では、計画期間満了の令和12年の目標人口を15,000人とし、子育て支援の充実による合計特殊出生率の上昇や、若者の居住・雇用施策の充実により社会増減の均衡が図られることを目指していることから、本計画における人口の目標も、総合計画の人口推計を基に、計画期間の最終年次である令和12年の目標人口を15,000人とし、過疎対策に必要な施策を推進する。

また、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、時代の様々な変化に対応した自主自立したまちを目指し、選択と集中による効率的な行財政運営を進めるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえながら、地域資源等を活用し、社会・経済・環境の面から持続可能なまちづくりを進める。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の上位計画となる総合計画では、各施策を構成している基本事業及びその基本事業を構成している事務事業に成果指標（目標値）を設定し、毎年、職員による事務事業評価（進行管理）を行い、事業効果を検証し、結果を市ホームページで公表している。

また、中間年には、それまでの間のまちづくりに対する市民の満足度を確認するためのアンケート調査や施策評価を行い、課題を抽出し、事業の改善等につなげることとしている。

加えて、総合戦略では、各基本目標には数値目標を、各事業にはKPI（重要業績評価指標）を定め、毎年、外部有識者で構成する推進委員会において、事業効果の検証を行い事業等の見直しにつなげているほか、検証結果を市ホームページで公表している。

本計画における施策は、上記、総合計画や総合戦略と強く整合性が図られた内容であることから、総合計画における毎年の事務事業評価や中間年の施策評価、さらには総合戦略における毎年の検証を通じて、本計画で基本目標とした人口の動向と各事業の進捗状況を評価する。

(7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「砂川市公共施設等総合管理計画」では、本市の人口1人あたりの建築系公共施設の保有量は、同一人口規模団体の平均保有量と比較すると約2倍程度の保有量となっており、その他道路、橋梁、下水道施設も平均を上回るなど、多くの公共施設を抱えている状況である。

今後の人口や財政見通しを考慮すると、公共施設の更新等の検討にあたっては、老朽化や利用状況を見極め、将来的にも活用すべき施設を選択することで、1人あたりの延床面積の縮減や施設の長寿命化を実施し更新等費用の抑制を図る必要があることから、計画では次の基本方針を掲げている。

第一に施設総量（総床面積）の適正化については、

- ・建築系公共施設については、新規整備を原則控える（新築が必要となる場合は、費用対効果や地域の活性化等を考慮して整備する）とともに、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、統廃合や複合化等により施設総量（総床面積）の適正化に努める。特に更新が必要な場合には、施設の利用者等との協議を行いながら、適正な規模で効率的な運営が可能となるよう整備計画を策定のうえ、事業を推進する。

第二に長寿命化の推進については、

- ・今後も保有すべき公共施設等については、これまでの「壊れてからの修繕（事後保全）」から、「計画的な修繕（予防保全）」へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持保全に努める。

第三に民間活力の有効活用については、

- ・指定管理者制度を含め、民間のもつノウハウを導入するなど、施設の整備や管理における官民の協働により、コスト縮減やサービス水準の向上に努める。

本計画においても、上記の基本方針に沿った公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2. 施策に関する事項

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

本市の移住定住の促進に係る取り組みについては、平成 19 年度に「すながわ移住定住促進協議会」が発足し、移住体験事業や移住希望者と直接対話が出来た相談会等を通して、移住希望者に対する支援や情報提供を実施してきた。今後も、子育て・仕事・住宅情報などを収集し、SNSやメール、ホームページ等を活用しながら、個々のニーズに合わせた情報提供を行う必要があるほか、テレワークなど、時代に合わせた内容を盛り込んだ移住体験事業を継続して実施する必要がある。

地域間交流については、地域づくりに関わる地域外の人材として、ふるさと応援寄附金の寄附者や移住希望者等の関係人口になり得る人々への情報提供の機会を確保し、関係人口の創出及び増加を図る必要がある。

移住定住の促進にあたり重要となる住環境については、住宅の建設や購入の促進、住宅改修のほか、老朽住宅の除却、高齢者や子育て世帯の住み替えなどを支援し、安全に安心して住み続けることができる環境づくりを進める必要がある。

人材育成については、市民活動団体の活動に携わる人材の育成と担い手の不足は、平成 25 年に制定した「砂川市協働のまちづくり指針」でも課題としている。また、市民活動団体に限らず、様々な団体において担い手不足、特に若年者の割合が低いという状況は共通課題であるため、若年者の協働意識の醸成を図ることが必要である。

さらに、本市の労働環境における人材育成については、若年者の市外流出、高齢化率の上昇により人手不足が深刻化している状況にあるため、地元高校や地元企業と積極的に連携することで、若年者の地元定着を促進しており、今後も継続する必要がある。そのほか、人手不足が深刻な介護人材及び医療従事者の確保、新規就農者の育成を行うなど、様々な分野において人材の育成を進める必要がある。

また、圏域では、中空知定住自立圏を形成し、地域ぐるみで医療体制や防災・消防体制などの充実を図り、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう取り組んでいる。

2 その対策

- (ア) 移住定住促進事業を通じて、定住人口や交流人口の増加に向けた取り組みを進める。
- (イ) ふるさと応援寄附金の寄附者や移住希望者等へ継続して情報を提供する機会を確保し、関係人口の創出を図る。
- (ウ) 持ち家の取得やリフォーム、地元企業への支援を行い、誰もが安全に安心して住み続けることができる住環境づくりとまちなか居住の取り組みを促進する。
- (エ) 世帯規模や住まい方の変化などによるニーズに対応するため、高齢者や子育て世帯の円滑な住み替えを推進する。

- (オ) 今後の活動を担う人材の裾野を広げるため、講座や懇談会等を通して、市民と市が目的や課題などを共有し、ともに取り組む協働のまちづくりについての相互理解及び協働意識の醸成を図る。
- (カ) 地元高校や地元企業等と連携し、若年者の地元定着を図る。
- (キ) 介護人材の確保及び定着率の向上を図るための支援を行うほか、医療従事者の確保を図る。
- (ク) 新規就農希望者の発掘と担い手の確保を図るとともに、担い手の育成支援に努める。
- (ケ) 圏域の共通する課題に対しては、近隣市町と連携した広域的な取り組みを推進する。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1)移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 【内容】 移住希望者に対する総合的な情報 提供や受入体制の整備、移住後の支 援等 【必要性】 人口減少が進む中、人口増加に向 けた取り組みを進める必要がある 【効果】 移住者及び交流人口の増加による 新たな需要の創出で、まちの活性化 が図られる	砂川市	
		住宅建設・改修等補助事業 【内容】 住宅の取得や改修工事を行う者に 対する支援 【必要性】 人口減少や高齢化の進行に対応 し、人口増加及び良質な住宅ストッ クの形成とまちなか居住を推進する 必要がある 【効果】 定住の促進や、まちなかへの居住 誘導が図られる	砂川市	
		老朽住宅除却費補助事業 【内容】 老朽住宅の除去を行う者に対する 支援 【必要性】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		地域における住環境の改善と防犯・防災対策を進める必要がある 【効果】 住環境の質的向上と市民の安全・安心な暮らしが保たれる 子育て支援補助 【内容】 住宅を取得する子育て世帯または若年夫婦世帯に対する支援 【必要性】 人口減少に対応するため、住宅の取得に対する経済的な支援により、移住定住の促進を図る必要がある 【効果】 移住定住の促進が図られ、少子化対策へつながる 移住促進補助 【内容】 市外から転入し、住宅を取得する者に対する支援 【必要性】 人口減少に対応するため、砂川市への住み替えを後押しし、移住定住の促進を図る必要がある 【効果】 移住定住の促進が図られる 市内企業就労者定住促進補助 【内容】 市内の企業に勤務し、住宅を取得する者に対する支援 【必要性】	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		人口減少に対応するため、住宅の取得に対する支援により、移住定住の促進を図る必要があるとともに、市内企業で働く従業員を確保する必要がある 【効果】 移住定住の促進が図られるとともに、市内企業で働く従業員の確保が図られる 従業員家賃支援事業 【内容】 市外から転入した従業員に事業者が支給する住宅手当の一部を助成する 【必要性】 市外から転入した従業員に家賃を補助し、市内事業所の従業員の確保及び従業員の福祉の増進を図る必要がある 【効果】 市内居住を促進し、雇用の促進や定着・市内経済の活性化を図ることができる	砂川市	
	人材育成	協働の環境づくり推進事業 【内容】 人材育成のための講座の開催や意見交換する場の充実 【必要性】 市民活動意欲の高揚と相互理解を深める必要がある 【効果】 まちづくりに対する協働意識の醸	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		成と市民活動意欲の高揚を図ることができる 介護人材育成支援事業 【内容】 市内の社会福祉法人等に対する、 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講料の全額助成 【必要性】 慢性的に不足傾向にある介護職員の 人材確保と介護技術水準の維持・ 向上のための支援が必要である 【効果】 介護技術の取得を促進することで 入所者に対する適切なケアが図られ るとともに、介護人材の確保と安定 した事業運営が見込まれる 新規就農者支援事業 【内容】 新規就農者が農地を賃借した場 合、農業機械や資材を購入した際に、 一定の助成金を交付 【必要性】 新規就農者を誘致し、農業の振興 と地域の活性化を図る必要がある 【効果】 意欲のある新規就農者を支援する ことで、経営の安定と新たな担い手 の確保ができる 若年者就労支援事業 【内容】 市内企業の情報発信、働くことを	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		考える機会となる事業や研修会等の実施 【必要性】 人手不足が深刻化しているため、地域の担い手となる若者の定着を図る必要がある 【効果】 若者の地元定着を図り、人手不足を解消するとともに、雇用創出が推進される		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(2) 産業の振興

1 現況と問題点

①農林業

令和2年の国勢調査によると、本市の第1次産業の98.4%を農業が占めており、地域経済を支える重要な基幹産業となっている。また、2020年世界農林業センサスによると経営耕地面積は合計1,088haで、そのうち田が61.1%、次いで畑が37.7%、樹園地が1.2%となっている。主要農作物は米を中心に、玉ねぎ・トマト・きゅうりの生産が好調で、広く市場に受け入れられていることで「砂川ブランド」としての評価が高まり、今後の生産性向上と販路拡大が期待されている。

農林業センサスによると、農家人口・戸数は438人、193戸である。販売農家人口438人のうち、65歳以上の高齢者は215人で全体の49.1%と高齢化が進行している。また、主業農家は41.1%、準主業農家は5.9%、その他農家が53.0%となっており、農業の担い手となる主業農家の割合が半分を下回っていることから、新たな担い手の確保が課題となっている。

その他にも、有害鳥獣による農業被害、輸入農畜産物の増加による価格低迷、資材などの生産コストの上昇による農業所得の低下など様々な問題が表面化しているほか、安全で安心な食の確保や環境保全に配慮した取り組みが一層求められるなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化しつつある。

このため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、基盤整備やスマート農業の導入による効率的かつ安定的な農業経営体の形成、担い手の育成、新規就農者の確保、有害鳥獣対策の強化を図る必要がある。

さらに、農業者が生産だけではなく、製造・加工、流通・販売を一体的に行うことで、新たな付加価値を生み出す、6次産業化の取り組みなどを推進し、新しい農業の展開を図る必要がある。

森林は、市有林が85ha、私有林が2,830haと行政面積の37.1%を占め、全道的には森林率は低い状況にあるが、水源かん養、国土の保全、市民の憩いの場の提供や地球温暖化防止などの多面的機能を通じ市民生活に重要な役割を果たしている。

しかし、森林所有者の高齢化や林業に対する意識の低下から適切な保育や間伐などが進まず、森林の持続的な整備・保全が危ぶまれる状況となっていることから、森林環境譲与税を活用し、林業や木材産業などの発展を促すとともに、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を維持していくため、森林の必要性や重要性について、市民の理解を得る取り組みを進め、地域に応じた望ましい森林の姿へ誘導を図る必要がある。

主 要 作 付 面 積 と 生 産 額

作 物	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	推定 生産額 (百万円)	作付面積 (ha)	生産量 (t)	推定 生産額 (百万円)	作付面積 (ha)	生産量 (t)	推定 生産額 (百万円)	作付面積 (ha)	生産量 (t)	推定 生産額 (百万円)
米	459	2,534	298	459	2,543	387	470	2,659	351	467	2,622	536
トマト	91	3,480	446	95	4,619	449	92	3,297	356	89	4,209	453
玉ねぎ	3	274	65	2	213	62	2	159	44	1	116	33
きゅうり	5	176	122	4	212	161	4	173	137	4	193	164
りんご	3	385	101	3	378	97	2	306	96	3	381	144

(資料：新砂川農業協同組合)

②商工業

本市の商業は、経済活動やコミュニティの核として市街地を中心に発展してきたが、急速に変化する社会・経済情勢の中、人口の減少、高齢化の進行、近隣市における大型店の進出などにより、中心市街地の活力が低下してきたことから、中心市街地活性化協議会を設立し、平成19年8月に「中心市街地活性化基本計画」を策定し、「賑わいの創出」、「まちなか居住の促進」、「商店街活性化」を基本方針として、実施事業を明確にしながら、まちの再生を図ってきた。平成24年8月に計画期間は終了したが、引き続き中心市街地の活性化に取り組んでいる。

空き店舗調査における、市街地の空き店舗総数（併用住宅を含む）は、平成26年度の45件から、令和2年度に49件、令和6年度に39件へと推移しており、空き店舗総数は減少傾向にある一方で、建物の老朽化が進んでいるため、改修などの手当てを要さず直ちに利活用できる店舗は減少していることも新たな課題となっている。

商店街は、地域コミュニティの担い手として地域住民の生活の利便性を高める重要な役割があるが、廃業などにより商店街の空洞化が深刻な状況にあることから、市民の生活基盤となる場として再生させるため、駅前地区に整備する施設との連携を図り、賑わいと活気を創出する必要がある。

また、令和7年4月に開設したまちなか交流施設すないるを拠点として、居心地の良い居場所となる空間を演出することを基本に、商店街をはじめとするまちの情報発信を行うほか、定期的にイベントなどを行うことでまちなかへの集客を図り、今後も引き続き取り組みを推進する必要がある。

異業種連携については、平成20年に農商工等連携促進法が施行され、産業間の連携により地域経済を活性化する法的枠組みが整備されたことから、農業者及び商工業関係者による連携が行われるなど、各種産業の事業者や団体などとの取り組みが進んでいる。本市でも平成24年度より農商工連携に係る事業に対し補助制度を設け、現在まで3団体が利用しており、地域資源や地域産業を活かした製品づくり、共同研究などを通して、地域産業を活性化させるまちづくりを推進してきた。この取り組みをより充実させるため、地域ブランドを確立し、販路開拓と売上拡大を図ることで、地域経済の活性化をさらに推進する必要がある。

本市の工業は、食料品、化学工業製品、木材・木製品、窯業・土石製品を主なものとして発展してきている。令和5年の経済構造実態調査の結果（4人以上の事業所を対象にして集計）では、

事業所数は 26 で従業者数は 640 人となっており、平成 30 年工業統計調査（令和 4 年にて廃止）との比較では、従業者数は 7.8%の減少が見られる一方、製造品出荷額については 5.4%増加している。これは個人消費の活発化や企業努力による生産性の向上が原因と考えられる。工業の発展は、若年者の地元定着促進や地域の経済、雇用に大きな役割を果たすことから、既存事業者への制度融資の拡充などによる経営基盤の強化を図る必要がある。

企業誘致については、本市の利便性、企業への優遇措置の充実などをPRすることで、他地域との差別化を図るとともに、既存企業の活性化や新製品開発及び起業の支援なども図る必要がある。また、未整備地域に光ファイバが整備され、市内全域で高速ブロードバンドサービスの利用が可能となったことから、情報通信産業の誘致・育成を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により普及し始めたテレワークの進展や企業の地方への拠点分散の動きを捉え、国や北海道とも連携し、サテライトオフィス等の誘致に向けて取り組む必要がある。

商 業 の 状 況

	区 分	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
卸 売 業	商 店 数	48	50	34	35	40
	従 業 者 数（人）	463	502	326	374	473
	年間販売額（万円）	2,601,249	2,893,932	2,041,870	2,431,617	2,905,500
小 売 業	商 店 数	219	198	129	147	124
	従 業 者 数（人）	1,700	1,569	1,000	1,171	1,110
	年間販売額（万円）	2,617,539	2,306,568	1,754,312	2,282,205	2,148,100
合 計	商 店 数	267	248	163	182	164
	従 業 者 数（人）	2,163	2,071	1,326	1,545	1,583
	年間販売額（万円）	5,218,788	5,200,500	3,796,182	4,713,822	5,053,600

（資料：商業統計調査、経済センサス）

工 業 の 状 況

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
事 業 所 数	20	22	26	26
従 業 者 数（人）	737	672	668	640
製造品出荷額等（万円）	2,670,358	2,321,709	2,491,416	2,782,711

※ 4 人以上の事業所

（資料：工業統計調査、経済センサス、経済構造実態調査）

③労働環境

本市の労働環境は、若年者の市外流出、高齢化率の上昇により、人手不足が深刻化している状況にある。

平成 22 年から令和 2 年の国勢調査でも就業者数のうち、市内就業者割合の推移では 73.4%から 79.2%に増加しているものの、生産年齢人口の増加と定着化へ向けた取り組みや、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる労働環境の確保が依然として課題となっている。

若年者の地元定着を図るため、平成 28 年度から砂川高校と連携し、生徒へ向けた市内企業の知名度向上及び仕事のミスマッチを防ぐことを目的とした事業も実施しており、引き続き高校・企業と連携を深めながら事業を効果的に継続していく必要がある。

また、雇用側である企業の基礎体力の強化と福利厚生の実施も重要であることから、引き続き、市内企業への支援策の実施を図るとともに、不足する労働力を確保するため、外国人労働者の受け入れ態勢および支援体制の整備が必要である。加えて、全ての労働者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、労働時間の見直しや休暇取得の推進など「働き方改革」に対応するための情報提供を行う必要がある。

④観光

本市には、道央自動車道砂川サービスエリアに隣接する、自然豊かな公園である「北海道子どもの国」、食事や土産物の購入などができる「砂川ハイウェイオアシス館」などの観光拠点があり、年間 140 万人を超える観光客が訪れている。これは、砂川ハイウェイオアシス館の改修や環境整備によって入館者が増加したことや、官民一体の観光振興策として、すながわスイートロードが様々な取り組みを通じて広く浸透したこと、また、着地型観光の実施に向けた取り組みの推進が、市外からの集客につながっているものである。

しかしながら、観光入込客数の約 6 割が砂川ハイウェイオアシス館や北海道子どもの国の来訪者であることから、観光客が砂川 S A スマートインターチェンジを利用し「まちなか回遊」による滞在時間の増加につなげられるよう、砂川オアシスパークの利活用やすながわスイートロードなどの観光資源を活かした受け入れ態勢の整備を行う必要がある。

さらに、観光客の増加を図り、観光客が求める観光情報を的確かつタイムリーに発信するため、インターネット等を活用した国内外への情報発信、観光パンフレットによる魅力発信の実施、雑誌、テレビなどマスメディアを活用した効果的な広告宣伝を行う必要があるほか、中道知広域市町村圏組合など、他市町との連携による観光事業等を引き続き実施し、さらなる観光の振興を図る必要がある。

⑤市街地の賑わい

本市はこれまで、中心市街地の活性化を目的に、世代間交流や参加型文化創造事業を通じて、市街地に交流と賑わいをもたらす場として地域交流センターゆうを建設するほか、安心した医療

サービスを受けられる場として、市立病院の改築を行い、暮らしやすいまちづくりを実現してきた。

しかし、市内中心部に位置する商店街では、商圈人口の減少と消費者ニーズや消費行動の多様化、経営者の高齢化と後継者不足といった要因を背景に空き店舗が増加し、市民の実感としては、中心市街地の活性化が図られたという認識には及んでいない。

そのため、市民が気軽に訪れ、周辺へ賑わいを波及することができるよう、市中心部にまちなか交流施設すないうが整備されたことで、本施設を拠点として、居心地の良い居場所となる空間を演出することを基本に、商店街をはじめとするまちの情報発信を行うほか、定期的にイベントなどを行うことでまちなかへの集客を図り、今後も引き続き取り組みを推進する必要がある。取組推進にあたっては、市民ニーズを継続的に把握して対応していくことで、持続的な賑わい創出につなげていく。

2 その対策

- (ア) 農地や用排水路等の生産基盤整備を推進し、効率的で安定的な農産物の生産を図る。
- (イ) 優良農地の保全と確保を行い耕作放棄地の発生を防ぐとともに、効率的に農地を活用できる体制整備を進める。
- (ウ) 農業生産活動を支援し農畜産物の生産性を高めるとともに、スマート農業の導入などによる農業経営の安定を図る。
- (エ) 農畜産物などの経営の多角化や6次産業化の取り組みを推進する。
- (オ) 農地や農業用水利施設等の資源の保全を推進するとともに、農村環境を守るため、有害鳥獣対策の強化を図る。
- (カ) 農業者への融資制度等の充実に努め、農業経営の安定を図る。
- (キ) 森林整備に必要な作業路の整備を効果的に実施する。
- (ク) 森林の持つ多面的機能を発揮できるよう、適切な森林整備を図る。
- (ケ) 商工会議所など関係団体との連携を図り、中小企業における経営基盤の強化と企業体質の改善を支援し、地域経済の活性化を促進する。
- (コ) 商工会議所など関係団体との連携を図り、空き建築物を活用した創業や事業承継に取り組み、商業環境の整備を図る。
- (サ) 新たな企業の誘致活動に努めるとともに、既存企業に対する支援策を充実し、さらなる雇用の場の確保と、地域経済の活性化を図る。
- (シ) 異業種連携をさらに進め、地域資源を活かした地域イメージのブランド化を図ることで、地域経済の活性化を図る。
- (ス) 若年者の地元定着を促進するとともに、高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる労働環境の確保を図る。
- (セ) 季節労働者の通年雇用に向けた支援や雇用の確保に努める。
- (ソ) 多様化する働き方に対応することができるよう啓発活動に努めるとともに、福利厚生を促進により、労働環境の充実を図る。

- (タ) 地域の観光資源を活かした魅力のある観光振興を推進する。
- (チ) 魅力ある観光資源の発信と受け入れ態勢の充実により、観光客の誘客を図る。
- (ツ) まちなか交流施設すないうの整備を契機に、地域の経済活力を高め、中心市街地の一層の活性化につなげる。
- (テ) 近隣市町と連携・協力し、より効果的な産業振興における取り組みを推進する。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(2)産業の振興	(1)基盤整備 農業	水利施設管理強化事業 道営砂川袋地地区水利施設等保全高度化事業 西豊沼地区基盤整備事業 国営北海土地改良事業負担金	砂川市 北海道 北海道 国	
	林業	豊かな森づくり推進事業	砂川市	
	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	小規模基盤整備事業 【内容】 農地集積のために耕地整備を行う 農業者への支援 【必要性】 農作業の効率化、農作物の品質向上のため、農地集積及び農地の基盤整備を促進する必要がある 【効果】 農作業の効率化及び農作物の品質向上が図られ、農業所得の向上につながる	砂川市	
		農業経営体支援事業 【内容】 規模拡大等に対応するために農作業機械を購入した農業者への支援 【必要性】 農地の集積により拡大した経営面積に対応するため、農作業機械を大型化する必要がある 【効果】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次産業化	持続的な農業経営が図られる 中小企業等振興補助 【内容】 中小企業等が行う商店街の店舗整備や組織化事業などへの支援 【必要性】 中小企業等の健全経営及び安定化を促す必要がある 【効果】 商工業振興と地域経済の活性化が図られる	砂川市	
		商工会議所事業補助 【内容】 商工会議所が行う中小企業支援事業や商工振興事業への支援 【必要性】 中小企業等の経営安定化や育成とともに、商工振興事業による地域の消費拡大等を図る必要がある 【効果】 商工業振興と地域経済の活性化が図られる	砂川市	
		商業振興対策商品券発行事業補助 【内容】 商業振興策として地元商店会等が行う商品券発行への支援 【必要性】 他市への購買力の流出を防ぎ、地域の消費拡大等を図る必要がある 【効果】 商業振興と地域経済の活性化が図	砂川市	商品券により市内での購買を促すことをきっかけとし、その後における購買にもつながるなど、将来にわたり地域の消費拡大が期待される

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		られる		
		地域ブランド定着推進事業 【内容】 市内中小企業者等の幅広い参加者によりチームを編成し、地域ブランドの磨き上げを行う 【必要性】 地域経済の縮小を緩やかにするため、地域内消費を最大化する必要がある 【効果】 市への誘客の促進・着地型消費が実現し、地域内消費の最大化が図られる	砂川市	
	企業誘致	企業振興促進対策事業補助 【内容】 企業の設備投資や新規雇用などへの支援 【必要性】 企業の設備投資等に係る負担を軽減し、企業の立地や事業の拡大を促す必要がある 【効果】 投資による企業の活発な事業活動を促進することで、雇用の拡大など、地域経済の活性化が図られる	砂川市	
	観光	観光協会補助（事業費分） 【内容】 観光協会が行うイベントや観光事業などへの支援 【必要性】	砂川市	観光協会が行うイベントや各団体による観光事業の集客を図ることで、それをき

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		観光事業等の補助により地域の活性化を図るだけではなく、継続的に事業効果等を把握し、知名度の向上と集客力を高める必要がある 【効果】 賑わいの創出と地域経済の活性化が図られる スイートロード支援事業 【内容】 スイートロード協議会が行う中心市街地回遊事業などへの支援 【必要性】 空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、まちの賑わいを創出する必要がある 【効果】 賑わいの創出と中心市街地の活性化が図られる 納涼花火大会支援事業 【内容】 花火大会事業費の一部を定額補助する 【必要性】 中空知地域から多数集客していることから、地域への経済波及効果を向上させる必要がある 【効果】 賑わいの創出と中心市街地の活性化が図られる まちなか交流施設運営事業 【内容】	砂川市 砂川市 砂川市	きっかけとし、その後も本市へ訪れることにつながるなど、まちの賑わいの創出及び地域経済の活性化が期待される 中空知地域からの多数の集客により、地域の消費拡大及び地域経済の活性化につながるとともに、それをきっかけとし、その後も定期的に本市へ訪れるなど、まちの活性化につながる

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		まちなか交流施設すないるを有効活用する 【必要性】 経済活力向上の観点から中心市街地の活性化につなげる必要がある 【効果】 持続的な賑わいを創出することでエリアのイメージを向上させ、これまで中心市街地を訪れなかった層の来訪を促すことにより、周辺の商街や観光資源への波及効果を高め、結果として地域経済の活性化につなげる		
	その他	勤労者共済会交付金事業 【内容】 勤労者共済会に市付加給付相当額を交付する 【必要性】 個々の企業では実施が難しい福利厚生事業を促進する必要がある 【効果】 楽しく安心して働ける職場づくりと従業員の定着及び事業所の発展が図られる	砂川市	
		商業街路灯設置・維持費補助 【内容】 商業街路灯を設置・維持する団体に対し、設置費の一部、及び維持費として電気使用料の一部を補助する 【必要性】 中心市街地の商業環境の整備と活性化を図る必要がある	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		【効果】 商店街利用者の利便性・安全性が 確保され、集客から商店街の賑わい 創出につながる		

4 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
砂川市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 計画」のとおり。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(3) 地域における情報化

1 現況と問題点

近年、ＩＣＴの進歩に伴い、スマートフォンやタブレット端末などの普及が急速に拡大し、高速かつ大容量の情報通信が可能となってきた。一方、市内の光ファイバ未整備地域に対し、情報通信基盤の地域格差是正を図るため、当該地域への整備を実施した。

また、行政事務ではＡＩやＲＰＡの技術を活用し、可能な限り定型業務を自動化できるような環境を整備することで、事務の効率化を図るとともに、申請・届出などの各種行政手続きのオンライン化をより一層進めることで、市民サービスの向上を図っていく必要がある。

さらに、住民記録など基幹系システムはガバメントクラウドへ移行し、災害発生時に庁舎が被災しても業務継続が図られる体制が整ったが、今後はグループウェアなど情報系システムのクラウド化を進めていく必要がある。

いわゆる「2040年問題」について、将来的には人口減少に伴い、自治体職員数も減少していくと想定される。限られた職員で多様な行政ニーズに対応できるよう、業務の見直し（ＢＰＲ）を行い、業務の自動化・省力化を図るなど、新たな行政サービスの提供体制を検討する必要がある。

また、令和7年度までを計画期間とする、国の「自治体DX推進計画」においては、令和8年度以降の同計画の取扱いについて国が検討を行うことから、その動向を注視していく必要がある。

2 その対策

- (ア) 各種申請・届出など行政手続きのオンライン化を推進するとともに、5Gなどの通信技術やＩoT、ＡＩを活用し、市民サービスの向上を図る。
- (イ) ＩＣＴの活用やシステムの導入により、行政事務の効率化を図る。
- (ウ) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する。
- (エ) デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援を図る。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(3)地域における情報化	(3)その他	イントラネット関連機器更新事業 住民票等コンビニ交付サービス事業	砂川市 砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

①道路環境

本市は、令和7年3月末時点で、国道1路線実延長12.1km、道道7路線実延長29.4km、市道522路線実延長238.6kmの道路延長を有しており、広域幹線として市の南北を縦貫する国道12号及び道央自動車道と道道、市道を結ぶ形で道路網が形成されていることから、道路交通の利便性が高く、幹線道路の交通量は非常に多くなっている。

道路や橋梁は、都市機能の基盤となるものであり、人や物の移動という基本的な生活や産業を支える機能のほか、防災・公共空間としての機能など、多様な機能を有しているとともに、地域間交流を促進し、地域の活性化にも重要な役割を担っている。本市の国道・道道・市道を合わせた道路改良率は令和7年3月末時点で79.6%と比較的整備が進んでいる。

今後は、安全で快適な生活道路を確保するため、再整備や補修事業を合わせた効率的で効果的な整備など長寿命化に配慮した計画的な事業実施が必要であるとともに、LED化を図るため計画的な街路灯の整備・更新を進める必要がある。

また、道路の維持管理についても、老朽化した道路・橋梁などの計画的で効率的な補修や修繕を進めるほか、冬期間の除排雪事業については、高齢化に伴う市民ニーズの高まりや担い手不足、除雪機械の老朽化による更新などの課題の改善を図りながら、安定的かつ継続的な除排雪体制を維持していく必要がある。

②交通環境

本市は、国道12号及び道央自動車道、JR函館本線が南北に縦貫しており、都市間を結ぶ道路網や鉄道、バスといった公共交通機関が整備されている。

国道12号では、中心市街地において国による無電柱化事業が実施されており、災害時には、より安全な通行の確保が期待されている。

市町村間を連絡し国道を補完する重要な幹線である道道砂川奈井江美唄線では、冬期間における安全な通行を確保する道路拡幅・線形改良事業が進められており、早期完成が望まれていることから、関係機関へ事業の促進に向けて要望していく必要がある。

高速道路については、砂川SAスマートインターチェンジの利用により砂川市立病院への救急搬送時間の短縮などに効果が現れているほか、アクセス性の向上による企業誘致も期待されている。今後も、民間事業者と行政が一体となり、地域活性化の取り組みを進めていく必要がある。

バスについては、市内（市街地）中心部を通る複数の路線が交通事業者によって運行されているが、乗降者数は高速バスを除き各路線とも減少傾向にあり、一部の路線では交通事業者に収支不足の補填を行いながら運行を維持している状況である。路線の廃止による交通空白地域が市内に多く存在することから、平成27年10月より予約型乗合タクシーを導入し、市が運行経費の補助を行いながら交通空白地域の改善に努めている。

鉄道については、乗降者数もさほど変動なく推移しているが、現在のＪＲ砂川駅は、エレベーター等の設置もないことから、バリアフリー化が求められているため、設備改善による利便性向上の実現に向け、鉄道事業者への働きかけなどの取り組みを継続する必要がある。

また、高齢者（６５歳以上）の運転免許保有者は年々増加しており、高齢者による事故の割合も増加しているため、運転に不安のある高齢者の運転免許証の自主返納を促進する運転免許証自主返納サポート事業を平成２９年４月より開始し、事故の防止に努めている。

今後は、交通事業者や関係機関との連携・協力のもと、運行の効率化や利便性を確保することで、日常生活に欠かすことのできない交通手段を、将来にわたって維持・確保していく必要がある。

道 路 ・ 橋 梁 の 状 況 （令和７年３月３１日）

区 分	路線数 (本)	実延長 (m)	改 良 済 延長(m) (改良率)	未 改 良 (m)		舗装延長 (m) (舗装率)	砂利道 延 長 (m)
				延 長	うち 自動車 通行不能		
国 道	1	12,128	12,128 (100)	0	0	12,128 (100)	0
道 道	7	29,420	29,420 (100)	0	0	29,420 (100)	0
市 道	522	238,654	181,599 (76.1)	57,055	10,370	158,827 (66.6)	79,826
合 計	530	280,202	223,147 (79.6)	57,055	10,370	200,375 (71.5)	79,826

(資料：建設部土木課)

区 分	橋梁数（箇所数）			延 長 (m)		
	永 久 ・ 半永久橋	木造橋	計	永 久 ・ 半永久橋	木造橋	計
国 道 橋	12	0	12	1,514	0	1,514
道 道 橋	18	0	18	1,672	0	1,672
市 道 橋	77	0	77	2,689	0	2,689
合 計	107	0	107	5,875	0	5,875

(資料：建設部土木課)

2 その対策

- (ア) 歩行者及び車両が円滑に通行できるよう、道路や橋梁の整備を計画的・効率的に推進する。
- (イ) 道路や橋梁の計画的な補修・改修により長寿命化を推進し、適切な道路施設の維持管理に努める。
- (ウ) 除排雪体制を維持し、冬期間の安全な通行の確保に努める。
- (エ) 広域幹線道路の改修・整備を促進する。
- (オ) 鉄道やバスなど交通手段の維持・確保及び利便性の向上、情報発信に努める。
- (カ) 高齢者等、市民の日常生活に必要な交通手段として予約型乗合タクシーの安定的な運行の確保や利便性の向上を図る。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(4) 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	黄金通り改良舗装事業	砂川市	
		北5号線改良舗装事業	砂川市	
		空知太1号通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太1号中通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太西1線通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太2号通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太2号中通り改良舗装事業	砂川市	
		公園2号通り改良舗装事業	砂川市	
		公園7号通り改良舗装事業	砂川市	
		公園3号通り改良舗装事業	砂川市	
		公園4号通り改良舗装事業	砂川市	
		公園5条通り改良舗装事業	砂川市	
		東1号北通り改良舗装事業	砂川市	
		東1号中通り改良舗装事業	砂川市	
		東1号通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太黄金西通り改良舗装事業	砂川市	
		空知太車検通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北4条通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北1条通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北2条通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北2号通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北3号通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北4号通り改良舗装事業	砂川市	
		東4号通り改良舗装事業	砂川市	
		石山高速西通り改良舗装事業	砂川市	
		北8号線改良舗装事業	砂川市	
		北光西1線改良舗装事業	砂川市	
		湖岸3号通り改良舗装事業	砂川市	
		湖岸4号通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見1号通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見2号通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見4号通り改良舗装事業	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		晴見5号通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見6号通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見7号通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見3条通り改良舗装事業	砂川市	
		晴見5条通り改良舗装事業	砂川市	
		北6丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		北5丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		北4丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		東雲線改良舗装事業	砂川市	
		吉葉2号通り改良舗装事業	砂川市	
		北3丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		北1丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		北吉野1条通り改良舗装事業	砂川市	
		南2丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		西3条中通り改良舗装事業	砂川市	
		巽4号通り改良舗装事業	砂川市	
		舟場1号通り改良舗装事業	砂川市	
		舟場1条通り改良舗装事業	砂川市	
		りんご園2号通り改良舗装事業	砂川市	
		りんご園3条通り改良舗装事業	砂川市	
		りんご園1条通り改良舗装事業	砂川市	
		りんご園中1条通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野3号東通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野8号通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野9号通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野5条通り改良舗装事業	砂川市	
		南吉野6条通り改良舗装事業	砂川市	
		工団1号通り改良舗装事業	砂川市	
		東1条南通り改良舗装事業	砂川市	
		日の出1号通り改良舗装事業	砂川市	
		日の出2号通り改良舗装事業	砂川市	
		南8丁目通り改良舗装事業	砂川市	
		南10丁目中通り改良舗装事業	砂川市	
		南10丁目通り改良舗装事業	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		日の出灌漑溝西通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川東2条北通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川東1条北通り改良舗装事業	砂川市	
		西4条南通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川1号通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川2号通り改良舗装事業	砂川市	
		宮川4条通り改良舗装事業	砂川市	
		北電通り改良舗装事業	砂川市	
		袋1号線改良舗装事業	砂川市	
		袋2号線改良舗装事業	砂川市	
		袋西5線改良舗装事業	砂川市	
		新石山7条通り改良舗装事業	砂川市	
		石山北1号通り改良舗装事業	砂川市	
		湖岸通り改良舗装事業	砂川市	
		住吉線舗装改修事業	砂川市	
		駅東通り舗装改修事業	砂川市	
		工団1条通り舗装改修事業	砂川市	
		工団3条通り舗装改修事業	砂川市	
		工団6条通り舗装改修事業	砂川市	
		東1線舗装改修事業	砂川市	
	南1丁目線歩道改良事業	砂川市		
	西2条北通り歩道改良事業	砂川市		
	北2号線歩道改良事業	砂川市		
	東4号通り歩道改良事業	砂川市		
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	砂川市	
(8)道路整備機械等	雪寒機械更新事業	砂川市		
(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	地域公共交通運行事業 【内容】 予約型乗合タクシーの運行事業費	砂川市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		を補助する 【必要性】 高齢者等の交通弱者に配慮した公共交通の安定的な運行を確保し市民の利便性向上を図る 【効果】 日常生活における移動手段の確保が図られ、利便性が向上する バス路線確保対策事業 【内容】 赤字路線を運行するバス事業者に対して収支補填を行い、バスの運行を確保する 【必要性】 バス利用者が減少する中、市民の移動手段を確保するため、バス事業者への財政支援が必要である 【効果】 赤字路線のバス運行が継続され、特に交通弱者と言われる市民の移動手段が確保される	砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(5) 生活環境の整備

1 現況と問題点

①循環型社会

地球規模での環境問題がクローズアップされる現在において、環境への負荷が少ない循環型社会への移行が強く求められている。

本市でも、一般廃棄物の減量化及びリサイクルを推進するため、平成 12 年からごみの分別収集を開始し、ごみの減量化・再資源化に取り組んでおり、分別開始前の平成 10 年度では 10,572 トンあったごみ収集量が、平成 26 年度には 6,342 トン、令和 6 年度には 5,370 トンと減少している。

平成 26 年度からは、燃やせるごみの減量のため、紙類を資源ごみとして無料回収するなど、分別収集による廃棄物の適正処理や、資源ごみの団体回収の奨励によるリサイクルを推進し、ごみの減量化を図っているが、分別・排出のルールが十分に浸透していないことから、様々な手法でごみの減量化への市民の関心を高めるとともに、今後も循環型社会の形成をより一層推進するため、廃棄物の排出を抑制する取り組みや再利用の促進など、新たな課題への対応が必要である。

また、広域的な取り組みとして、資源ごみのリサイクル、可燃ごみの中継、生ごみの処理・バイオガス化を行う「クリーンプラザくるくる」が平成 15 年から稼働し、2 市 3 町（砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町）により効率的な運営が図られている。可燃ごみの処理についても 5 市 9 町（歌志内市、砂川市、赤平市、滝川市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町）により歌志内市に建設された「中・北空知エネクリーン」が平成 25 年度から稼働し効率的な運営が行われており、今後も関係市町との連携を強化し、対応していく必要がある。さらに、一般廃棄物最終処分場の老朽化に伴う施設・設備の改修や修繕についても計画的に進める必要がある。

し尿処理については、下水道の普及による水洗化が進んだことにより、平成 26 年度に 1,007 キロリットルであった処理量が、令和 6 年度には 763 キロリットルと減少しており、6 市 6 町（滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、美瑛市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、月形町、雨竜町）により奈井江町に建設され、平成 27 年度より稼働している「浄化槽汚泥等受入施設」では効率的な運営が行われている。

②衛生環境

本市の環境美化活動は、町内会や砂川市衛生組合等の各団体が連携して実施している河川清掃や飛散ごみ回収のほか、個人や事業所によるボランティア活動など、様々な形で行われているが、今後も多くの市民が関心を持ち、活動に参加するよう取り組みを進めていく必要がある。

墓地については、少子高齢化や核家族化など社会構造の変化により、お墓の維持管理が困難となる市民に対応するため、合同墓を整備しており、今後も適切な維持管理を進める必要がある。また、火葬場である吉野斎苑は広域の市町で運営していることから、今後も関係市町との連携を

図り、維持管理をしていく必要がある。

公害対策については、市民の健康の保持及び生活環境の保全を図るため、市内河川の水質検査や自動車の騒音調査などを定期的実施し、公害を未然に防止するよう関係法令や公害防止協定の遵守を指導・助言していく必要がある。

③安全生活環境

本市では、交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にあるが、まちな中心部を国道 12 号が南北に縦貫し、その他道道などの幹線道路も整備されているため、通過交通量が多く、交通弱者である子どもや高齢者が犠牲となる交通事故や、高齢化の進行に伴う高齢運転者による交通事故の増加などが懸念される。

今後は、警察や交通安全推進委員会などと連携・協力し、交通安全運動や交通安全教室の開催を通して、交通安全教育の充実を図るとともに、交通安全に対する市民の意識の高揚を図る必要がある。また、交通事故防止や安全確保を図るため、歩道や信号機などの交通安全施設の設置に向けた取り組みに努める必要がある。

防犯については、本市における窃盗や住居侵入などの刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、近年の犯罪の複雑化・悪質化に加え、近隣住民同士の関係が希薄になりつつあることから、今後も警察や防犯協会などと連携・協力した市内パトロールにより市民の防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯を適切に設置・維持する団体への支援などにより、安全で住みよい地域社会を築くことが必要である。

④消防・救急

本市の消防・救急業務を担う砂川地区広域消防組合は、昭和 47 年に本市及び奈井江町、浦臼町で設立され、平成 24 年に上砂川町が加わり、現在 1 市 3 町の広域的な体制のもとで消防・救急・防災業務を実施している。

このような中で、令和 6 年の本市で発生した火災発生件数は 3 件となっており、件数については年次によって一定した傾向はないが、建物火災の件数が最も多く、令和 2 年から令和 6 年の火災発生件数の 63%を占めている。また、救急件数については過去 5 年間の年平均で 877 件の出動件数があり、そのうち急病に対する出動が 73%と全体の 7 割を占めている。

組合構成市町の相互連携により、初動体制は充実し、地域の消防力は強化されているが、被災者の高齢化に伴い懸念される逃げ遅れなどの人命被害増加を抑止するとともに、大規模災害に対応できる体制を構築して、市民が安心して生活できる環境を整えることが求められる。

そのため、消火栓、防火水槽などの消防水利や消防車両、専用資機材を計画的に更新し、消防体制の維持・強化に努める必要があるほか、多様化する想定外の災害へ対応できる高度な知識・技術を習得した消防隊員を育成するとともに、市民へ広く啓発を行うことで官民一体となって地域の災害対応力を向上させる必要がある。

救急業務については、高齢化などの社会構造の変化による救急需要の増加から、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められており、今後さらに進行する高齢化へ対応できる救急

体制を構築するため、救急サービスを多角的に捉え、関係機関との連携を強化し、救急活動におけるハード・ソフト両面の整備を図っていく必要がある。

⑤地域防災・減災

地震などによる大規模な災害時には、行政などが行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。一人でも多くの命を救うためには、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとり、行政がそれを支援する「市民主体の取り組み強化による防災意識の高いまち」の構築が求められている。

そのためには、地域における情報伝達系統や、避難・援助方法などをあらかじめ定めた自主防災組織の設立・育成を図るとともに、関係機関との連携のもと、地域ぐるみでの多様な防災訓練や、防災・減災に関する知識を身に付ける啓発活動を継続して実施することが必要である。

また、災害発生時に市民生活に必要な物資を迅速に提供できる体制を整えるための備蓄品の整備や、高齢者や障がい者など災害発生時に支援が必要となる避難行動要支援者の名簿を作成するなどの避難支援体制の整備を今後も継続する必要がある。

加えて、自然災害を防止するための施設整備は、道路事業、雨水排水施設整備事業及び農業用排水路整備事業などにより、効率的で効果的な浸水防止対策を図るとともに、国や北海道に対し内水排除施設などの河川施設整備や山地災害対策事業の実施について要望していく必要がある。

⑥住環境

人口減少や少子高齢化に伴い、住まいや住環境を取り巻く状況は変化しており、世帯規模や住まい方に応じた、誰もが安全に安心して暮らすことができる住生活の実現に向けた取り組みが求められている。本市では、空き家が増加しており、空き家発生の予防や流通・活用の促進、管理不全の未然防止・解消など、引き続き総合的な対策の取り組みを進めていく必要がある。

国勢調査では、令和2年の本市の住まいの状況として、持ち家に居住する世帯は60.2%と最も多く、公営借家は15.5%で、全道の6.0%と比較すると約2.5倍の高い比率となっている一方、民間借家は全道の約半分の低い比率となっている。

本市の公営住宅は、令和6年度末で市営1,222戸、道営145戸の計1,367戸であるが、人口減少が著しい中で、公営住宅の占める割合が比較的高いことから、人口減少対策としても公営住宅の役割が大きくなってきていると言える。そのため、人口及び世帯数の動向、持家や民間の供給状況、住宅需要に応じた適正管理戸数の維持、長寿命化、居住性向上などの個別改善のほか、適切な維持保全など、安全で良質な住宅ストックを整備し、長期的に活用するための計画的な取り組みを進めていく必要がある。

⑦上下水道

令和6年度における本市の給水人口は15,069人で水道普及率は99.8%となっている。本市の上水道は、平成18年より経営効率化を目指し、滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町の3市1町の水道事業を中空知広域水道企業団に統合し、広域水道企業として運営が開始された。また、平

成 28 年には北光袋地地区の全戸が西空知広域水道企業団に接続したことで、安全で安心な水道水が供給されるようになった。

今後も安全で安心な水道水の供給を安定して継続し、持続可能な事業運営を行うため、中空知広域水道企業団の構成市として、健全運営及び経営基盤強化に向けた役割を果たしていく必要がある。

下水道は、昭和 54 年から整備を開始し、令和 6 年度末で普及率は 94.2%と高水準となっているが、今後急速に施設の老朽化が進行することが見込まれており、人口減少に伴い使用料収入も減少している。経営基盤の強化を図るため、令和元年度に公営企業会計へ移行し、経営の健全化に努めている。

下水道施設は、点検・維持・修繕・改築などの施設管理を最適化し、整備事業についても費用対効果を勘案しながら、計画的かつ効率的に事業を実施することにより、持続可能な事業運営及び良質な下水道サービスの継続に努める必要がある。

さらに、下水道計画区域以外の生活排水などを適正に処理するため、個別排水処理施設整備として合併処理浄化槽の普及を継続する必要がある。

上 水 道 の 状 況

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末給水人口		人	16,295	15,973	15,680	15,334	15,069
行政区域内人口		人	16,333	16,011	15,714	15,372	15,105
普 及 率		%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
計 画 給 水 人 口		人	19,528	19,528	19,528	19,528	19,528
計 画 率		%	83.4	81.8	80.3	78.5	77.2
給 水 戸 数		戸	8,721	8,606	8,539	8,450	8,374
配水量	年 間	m³	1,714,278	1,619,077	1,550,379	1,532,732	1,546,843
	1日平均	m³	4,697	4,436	4,248	4,188	4,238
有収水量	年 間	m³	1,474,415	1,441,361	1,401,306	1,380,970	1,356,747
	1日平均	m³	4,039	3,949	3,839	3,773	3,717
1日最大配水量		m³	5,307	5,075	4,830	4,805	4,701
有 収 率		%	86.0	89.0	90.4	90.1	87.7

(資料：中空知広域水道企業団)

下 水 道 の 状 況

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画面積		ha	1,045.9	1045.9	1037.3	1037.3	1037.3
処 理 面 積		ha	823	823	823	823	823
処 理 人 口		人	15,329	15,044	14,774	14,457	14,227
水 洗 化 人 口		人	15,121	14,846	14,587	14,279	14,054
普 及 率		%	93.9	94.0	94.0	94.0	94.2
処 理 人 口		人	15,329	15,044	14,774	14,457	14,227
行政人口		人	16,333	16,011	15,714	15,372	15,105
水 洗 化 率		%	98.6	98.7	98.8	98.8	98.8
水洗化人口		人	15,121	14,846	14,587	14,279	14,054
処 理 人 口		人	15,329	15,044	14,774	14,457	14,227

(資料：建設部都市計画課)

⑧快適空間

本市は、『緑あふれる公園都市』として、昭和 49 年に緑化基本計画を策定、緑化都市宣言を行い、緑化条例を制定するなど、美しい環境の中でうまいのある都市形成を基本理念に、街区公園はもとより北海道子どもの国や砂川オアシスパーク、北光公園や日の出公園など、自然や地形などの地域の特徴を最大限に引き出した多彩で大規模な公園・緑地を整備してきている。令和 6 年度末までに 363.99ha、一人当たりにして 240.97 m²の都市公園の供用を開始しているが、まちづくりに対応した緑化や公園・緑地などのあり方について検討する時期に来ている。

公園や緑地は、環境保全・レクリエーション・防災・景観構成など、まちづくりにおいて多様な役割を果たしているが、経年劣化により施設の老朽化が進行していることから、計画的に修繕・整備を行っていく必要がある。オアシスパークは、広域レクリエーションの拠点としてより楽しめる空間とするため、河川管理者の国と連携を図りながら、整備に向けた取り組みを進める必要がある。

まちなかの街路樹及び植樹樹や公園などの緑は適切な維持管理と規模の適正化を図り、引き続き、美しい街並みを形成していく必要があるとともに、市民が暮らす環境との調和のためには、市民との協働のまちづくりの取り組みが不可欠である。そのため、花いっぱい運動などのまちなみの緑化や、町内会による街区公園管理事業などの公園管理を推進しているが、高齢化や参加者の減少などによる担い手不足の課題が年々大きくなっていることから、持続可能な市民参加による緑化活動を推進していく必要がある。

2 その対策

- (ア) ごみの分別排出の徹底を図り減量化を推進し、処理施設の適切な維持管理により廃棄物の適正処理に努める。
- (イ) リサイクルによる廃棄物排出抑制に取り組み、循環型社会の形成に努める。
- (ウ) 効率的で適正な尿処理に努め、快適な生活環境づくりの推進を図る。
- (エ) 市民主体の環境美化活動を推進し、公衆衛生の向上及び環境美化の推進を図る。
- (オ) 墓地及び火葬場を適正に管理し、利用しやすい環境づくりに努める。
- (カ) 公害を未然に防止するための調査及び必要な指導・助言を行い、市民の健康の保持及び生活環境の保全を図る。
- (キ) 警察などの関係機関・団体と連携した活動を通して、市民の交通安全意識を高めるとともに、危険箇所への交通安全施設の設置に向けた取り組みに努める。
- (ク) 防犯協会などの関係機関・団体と連携して適切な情報を市民に提供し、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、防犯灯の設置・維持へ支援し、夜間における犯罪の防止を図る。
- (ケ) 消費者被害やトラブルを未然に防止するため、市民への情報提供に努めるとともに、相談体制を充実し消費生活の安定を図る。
- (コ) 市民及び事業者に対し防火意識の向上を図り、家庭・職場・行政が一体となった火災予防体制の充実を図る。
- (サ) 消防施設や消防車両などの更新・強化を行い消防体制の充実を図る。

- (シ) 高齢化社会に対応した救急体制の充実を図るとともに、救命講習のさらなる普及・拡充、高度救命処置技術を持った救急救命士の育成を図る。
- (ス) 防災知識の周知や防災訓練への積極的な参加を促し、市民の防災意識の向上を図る。
- (セ) 自主防災組織を育成して地域における情報伝達系統や避難・援助体制を確立し、地域防災力の向上を図る。
- (ソ) 自然災害を未然に防止するため、浸水対策及び山地災害対策を推進する。
- (タ) 住宅セーフティネットを担う公営住宅の整備方針を定め、長期的な活用に向けて安全で良質な住宅ストックの整備を計画的に進める。
- (チ) 空き家の活用や適正な管理を促し、総合的な空き家対策を推進する。
- (ツ) 中空知広域水道企業団の健全な事業運営を推進し、安全で安心な水道水の安定した供給に努める。
- (テ) 災害対策に効果的な汚水・雨水整備事業を推進するとともに、既存の下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理に努める。
- (ト) 生活排水などが適切に処理されるよう、未水洗化世帯の水洗化と合併処理浄化槽の普及を促進する。
- (ナ) 公園施設の整備及び長寿命化と適正管理を推進するとともに、市民参加による緑化活動を推進する。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(5)生活環境の 整備	(2)下水処理施設 公共下水道 その他	公共下水道整備事業 個別排水処理施設整備事業	砂川市 砂川市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理場環境管理事業 ごみ処理場環境整備事業 クリーンプラザくるくる長寿命化事業	砂川市 砂川市 組 合	
	(5)消防施設	消防車両更新・増強事業 消防水利新設・更新事業	組 合 組 合	
	(6)公営住宅	公営住宅長寿命化型改善事業	砂川市	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 環境	花いっぱい運動推進事業 【内容】 公共施設及び道路の植樹等々に継続的に花を植え維持管理する団体を支援する 【必要性】 花を通して緑化意識の高揚を図り、美しい景観をもつまちづくりを進める必要がある 【効果】 街並みの良好な景観の形成が促進されるとともに、市民の緑化意識の高揚が図られる	砂川市	
		公園施設長寿命化事業 【内容】 公園施設の改築及び適切な点検、維	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		持管理により施設機能の向上や保持を図る 【必要性】 安全で快適な公園及び公園施設整備により、利用者が安心できる都市公園を提供する必要がある 【効果】 長寿命化によるコスト削減、また利用者の安全性や快適性が確保される		
	防災・防犯	防犯灯設置・維持費補助 【内容】 防犯灯を設置・維持する町内会等に対する支援 【必要性】 地域における防犯対策を進める必要がある 【効果】 夜間における視認性が確保され、市民の安全・安心な暮らしが保たれる	砂川市	
	その他	緑化推進事業（緑と花の祭典） 【内容】 緑化に関する祭典を主催する「緑あふれる公園都市推進市民会議」に祭典事業費を交付する 【必要性】 自然を守り、生活環境の緑を生み育て、緑と交流を深めることにより、緑あふれる公園都市を形成する必要がある 【効果】 祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることにより、緑化	砂川市	祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることで緑化意識の高揚が図られ、持続可能な緑化活動により、将来にわたって美しい街並みが保全され、まちの魅力の向上につながる

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(8)その他	意識の高揚が図られる 交通安全施設整備事業 公共建築物維持保全事業 公園整備事業	砂川市 砂川市 砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

①子育て支援、母子保健、母子・父子福祉

国勢調査では、本市の平成 27 年の 15 歳未満の若年人口は 1,758 人で総人口の 9.9%を占めていたが、令和 2 年には 1,388 人で総人口の 8.4%と減少しており、また、令和 6 年度末の住民基本台帳における若年人口は 1,258 人で総人口の 8.3%とさらに減少し、少子化が進行している。また、平成 27 年における 20～29 歳までの未婚者の割合は 74.7%であったのが、令和 2 年には 76.1%に増加しており、このことから、少子化傾向はまだ続くものと考えられる。

一方、ひとり親世帯では、父子世帯数は平成 27 年では 28 世帯で全体の 0.4%、令和 2 年では 18 世帯で全体の 0.2%と横ばいであり、母子世帯数は 216 世帯で全世帯の 2.7%の割合であったのが、令和 2 年は 161 世帯で全世帯の 2.1%とほとんど変わっていない。また、令和 2 年における全国の母子・父子世帯の全世帯に占める割合が 1.3%であるのに対し、本市の割合が 2.4%であることから、本市は全国と比べると母子・父子家庭の割合が若干高い状況にある。

このような少子化に加え、ひとり親世帯の増加や核家族化の進行も勘案すると、家庭での子育て力が弱くなってきており、子どもや家庭に対する支援がより一層必要な状況にあるため、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要であり、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施する「子育て世代包括支援センター」が設置され、令和 7 年から、子育てに関する諸課題に対応した「子ども家庭センター」が設置された。

子どもの健やかな成長は、未来の活力ある社会へとつながるため、今後も「砂川市子ども・子育て支援事業計画」や「砂川市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て支援の充実を図るとともに、地域が連携して子育てを支援する環境づくりを進める必要がある。

また、子育てと仕事の両立を支えるため、家庭の状況やニーズに応じた保育環境などの充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、保護者に対する支援を行う必要がある。

②高齢者福祉

本市の 65 歳以上の高齢者の人口割合は、令和 6 年 10 月末の住民基本台帳では、40.4%となっており、全国割合の 29.3%を大きく上回る水準となっている。また、高齢者のいる世帯のうち老人ホームの入所者等を除く世帯は、令和 2 年の国勢調査において、3,920 世帯で、総体に占める割合は 51.8%となっており、半数を超えている。

このように高齢化の進行に伴い、要介護者の増加などによる介護ニーズが増大している一方で、介護福祉施設の不足や家庭における介護力の低下が懸念される状況になってきたことから、本市では、これまで特別養護老人ホームや老人保健施設などの整備に取り組むとともに、民間企業による有料老人ホームの建設や認知症への対応としてグループホームの建設なども促進してきた。また、この間、平成 12 年度を初年度として策定した「砂川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を社会情勢の変化や住民ニーズに相応させながら 3 年ごとに見直しを行い、令和 6 年度から

は「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をスタートさせ、高齢者の保健及び福祉の向上や介護保険事業の充実に努めている。

さらには、平成18年度には地域密着型サービスや地域包括支援センターを創設、平成24年度には医療・介護・予防・住まい・自立した日常生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みに着手し、平成25年度には地域の実情に合わせた地域高齢者見守り事業を開始している。

社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、老人クラブや地域サロン団体などの高齢者の主体的な活動に対する支援が求められている。高齢者のニーズを把握したうえで、市民、事業所などと連携して社会参加のための環境整備に今後も努めるとともに、介護予防サービスや生活支援の推進など、高齢者福祉対策の充実に努める必要がある。

また、高齢者が可能な限り在宅で暮らし続けるためには、地域包括支援センターの総合相談窓口としての機能強化を推進するとともに、地域で高齢者を見守る・支える活動において、町内会、民生委員、事業者などとの連携を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要がある。加えて、認知症高齢者などへの支援体制の強化や高齢者虐待防止の取り組みの充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減するための支援を充実させ、介護者も元気に安心した生活ができる環境づくりを進める必要がある。

③障がい者（児）福祉

障がいの種別に関わらず、共通の仕組みによってサービスが利用できるようになった障害者自立支援法の施行から20年が経過し、福祉サービス利用者数は年々増加傾向にある。この間、障がい者への虐待・差別の禁止、発達障がい者や難病患者への支援など、ノーマライゼーション社会の実現に向けた法整備も進み、障がい者などを取り巻く環境は大きく変化している。

本市では、「砂川市障害者福祉計画」を策定し、各種事業を推進しているが、今後も保健・医療などの関係機関との連携による福祉サービスの充実に努め、障がい者が今後も住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、自立や社会参加の促進に向けた支援に取り組む必要がある。

また、心身の発達や成長の遅れに心配のある児童や様々な障がいのある児童の早期発見、早期療育を充実させるために、保健・医療・教育などの関係者との密接な連携を図るとともに、児童とその家族を重層的に支援するための体制を確保し、充実させていく必要がある。

④地域福祉

少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や社会環境が大きく変化する中、住み慣れた地域で安心して生活するためには、「自助・互助・共助・公助」を基本とした地域福祉の推進が求められている。

しかし、地域福祉活動を支える町内会や福祉団体は減少・縮小傾向にあり、人材不足も深刻となっている。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得て、身近な生活課題に対応し

ていくためには、地域においてお互いに思いやりを持って支え合う意識を高め、市民と行政の協働による地域福祉活動を進めていく必要がある。

このことから、町内会や福祉団体、民生児童委員活動を支援するとともに、ボランティア活動に参加する人材の育成と確保に努め、地域福祉活動の充実を図る必要がある。

⑤健康

人生 100 年時代を迎えるにあたり、健康寿命を延伸し、自分らしい生活が維持できるよう、健康づくりや疾病予防の対策強化が求められている。

本市においても「健康すながわ 21（第 3 次）」を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置きながら、市民が生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるまちの実現に向けた健康づくり活動に取り組んできた。この取り組みにより、国保特定健診の受診率は少しずつ向上し、重症化予防対象者の早期発見につながるなど、生活習慣病の予防に重点を置いた活動を推進することができている。

がん対策については、平成 28 年に「がん対策推進条例」を制定し、関係機関と連携のもと、啓発事業や将来の胃がん予防に向けたピロリ菌対策への取り組みを実施してきたが、がん検診の受診率は低率で推移している。健康づくりや疾病予防の対策は、健診を入り口として自分の身体の現状を知ることから始まるため、さらなる健（検）診の受診率向上に向けた取り組みを進める必要がある。

国保加入者以外や、健（検）診対象前であるより若い年代からの予防活動も重要であり、ライフステージに応じた健（検）診体制の充実を図るとともに、個々の努力に加え、それを支える地域での健康戦略や環境の整備、幼少期からの教育などへの取り組みも必要である。

さらに、近年では新たな感染症の出現も見られることから、迅速で的確な対策を行うとともに、発生を未然に防止するため、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行うなど、効果的な予防接種事業を推進する必要がある。

2 その対策

- (ア) 親子のふれあいや子育て中の人が交流できる場を充実させ、子育てに関する相談や情報提供を行う。
- (イ) 妊娠期からの切れ目のない支援を実施するとともに、児童虐待の予防や早期発見、早期対応など関係機関や地域と連携することで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努める。
- (ウ) 快適な保育環境の整備に努めるとともに、家庭環境や就労形態などの多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る。
- (エ) 安全で安心に過ごすことのできる放課後の居場所や学童保育事業の体制強化と質の向上を図る。
- (オ) 医療や福祉などの関係機関との連携を強化し、妊娠、出産、育児期を通して継続した支援に努める。
- (カ) ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して相談や自立支援

に努めるとともに、母子・父子自立支援員による相談・助言や情報提供を行い、不安の解消と家庭生活の安定・向上に努める。

- (キ) 高齢者自らが学習・文化・スポーツ活動や地域活動、就業などを通じ、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりを推進する。
- (ク) 高齢者が健康で介護を必要とせず、住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送ることができるよう、介護予防サービスを提供できる体制整備に努めるとともに、各種介護予防事業の充実を図る。
- (ケ) 地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関などの関係機関が連携し、高齢者が安心して暮らすことのできるサービスの充実を図る。
- (コ) 町内会や民生委員などと連携し、地域において見守り・支え合いを行うとともに、在宅福祉サービスの充実や家族の介護負担を軽減する事業の実施などの支援の充実を図る。
- (サ) 障がい者福祉サービスの充実を図り、日常生活及び社会生活の支援に努める。
- (シ) 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、市民が心のバリアを取り除き障がい者の社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化を進める。
- (ス) 障害者地域自立支援協議会などのネットワークの活用やハローワークとの連携により障がい者雇用に対する企業意識を高め、就労機会の拡大に努める。
- (セ) 相談支援事業所や民生委員などの相談支援体制の周知を図るとともに、障がい者及びその家族の生活改善に向けた支援に努める。
- (ソ) 保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携により、心身の発達や成長の遅れに心配のある乳幼児を早期発見、早期療育する体制を築き、社会適応性の向上を図る。
- (タ) 社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉活動を担う福祉団体や町内会の活動を支援するとともに、民生児童委員活動を支援し、地域福祉活動の充実を図る。
- (チ) 社会福祉協議会と連携した福祉学習の推進や啓発活動により、地域においてお互いに思いやりを持って支え合う意識を高めるとともに、ニーズや地域課題に対応するボランティア活動に参加する人材の育成と確保に努める。
- (ツ) ライフステージに応じた健（検）診体制の充実を図るとともに、市民が主体的に食や運動などの健康づくりや疾病予防に取り組むことができるよう保健指導の充実や学習機会の拡充など、環境整備に努める。
- (テ) 定期的、計画的な予防接種事業を行い、既存または新たな感染症の未然防止に努める。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(6)子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所修繕事業	砂川市	
	(3)高齢者福祉施設 その他	南吉野老人憩の家建替事業	砂川市	
	(7)市町村保健セン ター及びこども 家庭センター	ふれあいセンター施設整備事業	砂川市	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	特別保育事業（延長、乳児、一時、広 域保育） 【内容】 保護者の就労などにより多様化す るニーズに応え、様々な形態の保育 事業を実施 【必要性】 仕事と育児を両立しながら、安心 して働くことができる環境を整える 必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくること で、子どもを生み育てる世代の定住 につながる	砂川市	
		子育て支援センター事業 【内容】 子育てに関する不安を解消するた め、相談指導を行う 【必要性】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		核家族化の進行により、子育てに関する環境が変化していることから、子育て支援を行う必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる 子ども医療費助成事業 【内容】 高校生等までの医療費負担を軽減させるための支援 【必要性】 少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる ひとり親家庭等医療費助成事業 【内容】 20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭等の医療費負担を軽減させるための支援 【必要性】 少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる 子育て支援指定ごみ袋配布事業	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		【内容】 子育て世帯に対し、紙おむつなどの処理用として指定ごみ袋を配布する 【必要性】 人口減少、少子化対策として、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要である 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境が図られる 病児・病後児保育事業 【内容】 自宅での保育が困難な病氣中又は病氣の回復期にある児童を一時的に保育する 【必要性】 保護者の子育てと就業等の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備する必要がある 【効果】 共働き世帯が増加する中、子育てと就業の両立及び児童の健全な育成が図られる 学童保育事業 【内容】 保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し、遊びの場や生活の場を確保するとともに、保護者に代わって指導員が保育する 【必要性】 児童の安全と健全な育成を図る必	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		要がある 【効果】 児童の安全と健全な育成の場が確保され、保護者が安心して就労することができる 乳児すこやか応援クーポン券支給事業 【内容】 乳児のおむつ等の購入にかかる経費の一部を助成する 【必要性】 人口減少及び少子化対策として、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要である 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境がつけられる ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業 【内容】 小学生以下の子どもがいる世帯に対し、北海道子どもの国の有料施設である「ふしぎの森」の利用料が無料となるクーポン券を支給する 【必要性】 人口減少及び少子化対策として、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要である 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境がつけられる	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		られる		
		新生児聴覚検査助成事業 【内容】 新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成する 【必要性】 聴覚障害の早期発見・早期療育を図る必要がある 【効果】 検査に係る経済的負担の軽減が図られるとともに、早期治療・療育により、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる	砂川市	
	高齢者・障害者福祉	敬老助成券交付事業 【内容】 バス券やハイヤー券等の交付により、高齢者の社会参加を促す 【必要性】 高齢化が進行する中、高齢者が社会参加しやすい環境を整える必要がある 【効果】 高齢者の生きがいづくりの促進及び心身の健康保持が図られる	砂川市	
		シルバー人材センター支援事業 【内容】 シルバー人材センター運営費への支援 【必要性】 高齢者の生きがいづくりと社会参加を促す必要がある	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		【効果】 高齢者が地域活性化に貢献すること とで、生きがいの創出につながる 重度心身障害者医療費助成事業 【内容】 重度の障害を持つ人の医療費負担 を軽減させるための支援 【必要性】 重度心身障害者は疾病も多く、就 労等も限られることから、必要な医 療を受けるための負担軽減が必要で ある 【効果】 重度心身障害者の保健の安定と福 祉の増進が図られる	砂川市	
	健康づくり	インフルエンザ任意予防接種費用助 成事業 【内容】 中学生までのインフルエンザ予防 接種にかかる費用を助成する 【必要性】 子どもの予防接種は任意であり費 用負担が伴うため、接種しやすい環 境を整備する必要がある 【効果】 子育て世帯に対する経済的負担の 軽減と子どものインフルエンザの重 症化を防ぐことができる	砂川市	
		新型コロナウイルス任意予防接種費 用助成事業 【内容】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		中学生までの新型コロナウイルス 予防接種にかかる費用を助成する 【必要性】 子どもの予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある 【効果】 子育て世帯に対する経済的負担の軽減と子どもの新型コロナウイルスの重症化を防ぐことができる 带状疱疹ワクチン任意予防接種費用 助成事業 【内容】 50歳～64歳の带状疱疹ワクチン接種にかかる費用を助成する 【必要性】 50歳～64歳の予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある 【効果】 带状疱疹ワクチンの接種を希望する方に対する負担軽減と、ワクチン接種による発症率の低下と症状を軽減できる 若年者生活習慣病予防健診事業 【内容】 健診を受ける機会のない児童生徒や若年者に対し、生活習慣病予防健診を実施する 【必要性】 生活様式の変化から生活習慣病の発症が若年化しているため、早期予	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		防を図る必要がある 【効果】 健診結果から保健指導を実施することにより生活習慣の見直しにつなげ、将来の生活習慣病発症のリスクを軽減することができる 健康ポイント事業 【内容】 市が主催する健康づくり事業の参加者に健康ポイントを付与し、ポイントを事業に還元できる商品券等と交換する 【必要性】 特定健診・がん検診等の受診率向上や運動習慣の確立のため、健康に対する意識の向上と健康の保持増進を図る必要がある 【効果】 健康意識の向上により、疾病予防を図ることができるとともに、健康づくりに対するさらなる意識向上につながる	砂川市	
	その他	すながわ出合い創出支援事業 【内容】 独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対し支援する 【必要性】 独身男女の人口流出を防ぐ必要がある 【効果】 出合いから結婚、出産等につながることで、定住や人口減少への対応	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		が図られる 特定不妊治療費助成事業 【内容】 特定不妊治療に要する費用の一部を助成する 【必要性】 特定不妊治療には多くの経費がかかり、そのリスクが治療を受ける障壁となるため支援が必要である 【効果】 妊娠、出産を望む夫婦の経済的負担の軽減から精神的な安定が保たれる 先進不妊治療費等助成事業 【内容】 先進不妊治療に要する費用の一部を助成する 【必要性】 先進不妊治療には多くの経費がかかり、そのリスクが治療を受ける障壁となるため支援が必要である 【効果】 妊娠、出産を望む夫婦の経済的負担の軽減から精神的な安定が保たれる 妊婦一般健康診査費用助成事業 【内容】 これまで有料となっていた基準回数を超えた超音波検査及び健康診査にかかる費用を助成する 【必要性】	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		健康診査未受診者及び少子化対策として、出産までの間、安心して受診ができる環境が必要である 【効果】 妊婦の経済的負担を軽減し、適切な妊婦一般健康診査の受診を促進することができる 結婚新生活支援事業 【内容】 若年新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃貸借費用、引越費用の一部を補助する 【必要性】 経済的理由で結婚に踏み出せない若年世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の強化を図る必要がある 【効果】 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る負担が軽減され、経済的理由で結婚に踏み切れない人々にとって、結婚へと踏み出すきっかけとなることが期待できる	砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(7) 医療の確保

1 現況と問題点

本市は、令和6年度末において病院2施設、一般診療所4施設、歯科診療所8施設のほか、薬局・介護施設などにより医療を担っているが、市内には慢性期や回復期リハビリテーションの病床はない。また、診療所も少ないことから、国や北海道が推し進める医療の機能分化を進めるとともに、連携ネットワークシステム（砂川みまもりんく、そら-ねっと）などの利活用により、市外の医療機関などとも連携・協力し合い、中空知二次医療圏全体で治し、支える「地域完結型医療」を目指した取り組みを進めてきた。

そのような中、この地域では、住民の大病院・専門医志向や市内及び周辺の医療環境の変化などを背景に、市立病院に患者が集中し、医師をはじめとした医療従事者の疲弊が問題となっている。また、市内開業医の減少に伴い、医療の提供体制が縮小していることも課題となっている。

「いのちをまもり、医療をまもる」ためには、住民、民間企業、行政、医療従事者それぞれが協力・理解し合い、できることから取り組む必要がある。

こうした課題に対し、高度急性期・急性期医療や専門医療を担う病院と地域の診療所の連携強化や、在宅医療機能の強化、また、医師を含む医療従事者の確保を図りながら、適正受診やかかりつけ医の普及啓発に取り組むなど、あらゆる「地域医療をまもる取り組み」を行う必要がある。

市立病院については、診療報酬制度などの外的要因や、多額の企業債償還、施設等の経年による維持管理費の増加など、厳しい病院経営が予想されるが、引き続き、地域に必要な医療を提供するため、組織基盤の強化と経営基盤を安定させていく必要がある。

2 その対策

- (ア) 医療施設及び医療機器の整備を推進し、高度専門医療などの充実を図る。
- (イ) 中空知医療圏で完結する医療体制の構築に向け、病床機能の分化や医療機関相互の役割分担・連携を推進するとともに、休日及び夜間などの救急患者に対する適切な医療体制の確保など、地域医療体制の推進を図る。
- (ウ) 市立病院が地域で担うべき医療を提供できるよう、関係機関が協力・理解し合うことで、診療体制の維持や医療従事者が働きやすい組織基盤の強化、経営基盤の安定を図る。
- (エ) 職員の働きやすい職場環境を整備し、医師や看護師などの医療従事者の確保を図る。
- (オ) 市民が住み慣れた地域で適切な医療を安心して受けることができるよう、開業医の誘致を促進し、地域医療体制の充実を図る。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(7)医療の確保	(1)診療施設 病院	市立病院医療機械器具整備事業 院舎改修事業	砂川市 砂川市	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	看護師確保事業(看護学生修学資金貸 与事業) 【内容】 将来、市立病院に看護師・助産師と して従事しようとする者に対し、看 護師・助産師の資格取得に必要な修 学資金を貸与する 【必要性】 市立病院の人材確保及び市内就業 の促進を図る必要がある 【効果】 看護師・助産師のI・U・Jターン により、地域医療の充実及び定住促 進につながる	砂川市	
	その他	当番医制の確保・維持事業 【内容】 休日等における救急医療体制を確 保するため、輪番制にかかる事業運 営費を負担する ・小児救急医療支援事業交付金 ・在宅当番医運営事業委託料 【必要性】 休日等における救急患者受入に対 応する必要がある 【効果】 地域の救急医療体制が確保される	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	開業医誘致等助成事業 【内容】 市内で診療所等の開設又は増設等を行う開業医を対象に、開設等に要する費用の一部を助成する 【必要性】 市内の開業医が減少しており、地域における医療の提供体制が縮小していることから、より身近な医療サービスを受けることができる環境を整備する必要がある 【効果】 誘致促進により開業医が増えること及び既存の診療所等が行う増設等についても助成対象とすることで、長期にわたり市内の医療提供体制が整備され、医療サービスの提供向上につながる	砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(8) 教育の振興

1 現況と問題点

①生涯学習

市民一人ひとりが生きがいを持ち、より豊かな人生を送るため、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習ができ、その成果を社会の中で活かすことのできる生涯学習社会を実現していくことが求められている。

そのため、本市では、生涯学習に関する情報提供の手段拡大や提供内容の充実を図ることにより、学びを支援して個人の成長につなげるほか、社会的・地域的な課題解決や市民一人ひとりのニーズに対応した学びをより啓発し、学んだ成果が発揮できる場を構築していく必要がある。

さらに、生涯学習を実践している活動団体に対する支援を継続的に行い、新たな人材の発掘、育成、活用により、生涯学習社会を推進していく必要がある。

②学校教育

本市では、少子化が進行していたことから、昭和 59 年に「砂川市小中学校整備計画」を策定し、小中学校の統廃合を行い、学校施設を維持してきた。その後も、学校基本調査の結果では、令和 6 年の小学校の児童数は 536 人、中学校の生徒数は 304 人で平成 26 年と比較すると小学校では 33.4%、中学校では 35.7%減少しており少子化傾向が続いている。

小中学校における教育環境は、児童生徒数の減少から学校の小規模化が進行する中、多様な学習機会や様々な個性に触れ切磋琢磨できる集団的な教育環境の確保、公平な教育環境整備が難しくなりつつあり、学校規模を標準化させることを基本とした適正配置は必要かつ急務な状況にあるとともに、教育課題に対応し、より効果的な教育活動を一貫して推進していくためには、義務教育学校の設置を基本とした小中一貫教育の導入を必要としている。本市では、令和元年 6 月に「砂川市立小中学校適正配置基本方針」、令和 2 年 5 月に「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定し、適正配置に向けて具体的な検討を進めてきた。その結果、令和 7 年度より小中一貫教育を導入し、令和 8 年 4 月に小学校 5 校、中学校 1 校を統合して、義務教育学校砂川学園を開校した。

また、子どもの「生きる力」を育み、健やかな成長を図るため、これまで以上に学校や地域等と連携した共同体制の構築を基盤として、他者と協働しながら持続可能な社会の担い手となるよう、「協働的な学び」や「個別最適な学び」を実現していく必要がある。

本市においても新学習指導要領の全面実施に伴い、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した教育課程の編成に努めるとともに、GIGAスクール構想により 1 人 1 台端末環境が整備されたことにより、子どもたち一人ひとりの学びを確実に保障し、子どもたちの学びを止めない持続可能な学習環境を整備していくことが求められている。

特別支援教育については、特別な支援や配慮を必要とする子どもの割合が年々増加傾向にあることから、早期から一貫した支援体制を整備するためにも、特別支援教育に関わる理解の促進や

専門性の向上など、より一層の充実を図っていく必要がある。

高等学校については、生徒数は減少傾向にある中、北海道砂川高等学校では「全日制普通科単位制」を導入し、特色のある学科・コースの設置や多様な科目の開設によるカリキュラム編成などに取り組んでいるが、少子化に伴う入学者の減少が続いている。そのため、砂川高校と連携を図りながら高校の特色などの情報を発信するとともに、各種資格取得への支援など生徒の確保に向けた取り組みを行い、魅力ある学校づくりへの支援を今後も継続する必要がある。

③社会教育

家族形態の変容や人とのつながりが希薄化することで、社会的孤立が拡大するなど、様々な社会的・地域的な課題がある中、その課題解決に向けた個人の学習ニーズや社会の要請に基づいて広く行われる教育の充実は、これからの地域社会にとって重要なものとなっている。

そのため、本市では、社会教育施設の拠点として公民館における多様な学びのニーズに対応した学習プログラム及び講座などの充実、図書館における家庭・学校・地域と連携した効果的な読書活動機会の提供、子育てを支援する家庭教育の充実、子どもたちを見守り育てる青少年健全育成活動の充実を図る必要がある。

④スポーツ・レクリエーション

近年、スポーツの役割は、競技能力の向上を目指すだけでなく、健康づくりや、障がい者のリハビリ、地域のコミュニケーションの活性化、生きがいの創出、子どもの教育の場といった生涯学習の目的が重視されている。

本市では、人口が年々減少傾向にあり、次世代のスポーツの担い手が少なくなることが懸念されているため、経年劣化による施設の修繕を適宜行い、利用者やスポーツ団体がスポーツやパラスポーツに参加しやすい環境を整備する必要がある。

また、少年スポーツへの取り組みを継続するほか、市民の関心、適性等に応じたレクリエーションの創出・充実に努め、健康づくりのための施設利用など、これまでスポーツに関わってこなかった新たな層に働きかけることで、市民一人ひとりのスポーツに対する関心を高める必要がある。

2 その対策

- (ア) 学びのきっかけづくりを進め、その成果を活用できる場を提供し持続的な学びと活動の循環につながるよう、情報提供や体制づくりを推進する。
- (イ) 児童生徒の学びに向かう力、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力などをバランスよく育む教育及びサポート体制等を推進する。
- (ウ) 学校における道徳教育の充実を図るとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るための連携体制及び相談機能の充実を図るため、砂川学園校内に教育支援センターを設置し、不登校等児童生徒への適切な支援に努める。
- (エ) 望ましい生活習慣を形成し、体力・運動能力の向上を図るとともに、学校給食などを通して

食育などの健康教育の充実を図る。

- (オ) 給食センター施設の維持管理と設備の計画的な更新を行うとともに、地元農産物の利用を推進し、安全・安心な給食の提供に努める。
- (カ) 学校・家庭・地域が連携・協働し、コミュニティ・スクールの導入・活用を推進する。
- (キ) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る。
- (ク) 安全で安心な学習環境の維持に必要な学校施設の修繕などを推進し、学習指導要領に沿った設備・教材などの整備を図る。
- (ケ) 砂川高校との連携を図り、単位制としての特色などの情報発信及び在学中の資格取得、進路実績の向上、部活動の活発化などに向けた助成を行うことにより、魅力ある学校づくりの支援に努める。
- (コ) 義務教育を円滑に受けることができるよう、就学時健康診断を適切に実施するとともに、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の世帯に対する必要な支援に努める。
- (サ) 「砂川市小中一貫教育推進計画」に基づき、義務教育9年間を見据えた効果的な教育の推進により、子どもたちの健やかな成長と生きる力を育て、豊かな心と学ぶ力を育む児童生徒の育成を目指す。
- (シ) 適正な学校規模を確保するとともに、小中一貫教育など効果的な教育の推進により、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びのあるより良い学校づくりを目指し、小中学校の適正配置を進める。
- (ス) 公民館の施設機能を十分に活かし、誰もが学習できる機会を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学びあえる環境の充実に努める。
- (セ) 様々な機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、学校、地域が相互に連携し、効果的・計画的な読書活動の機会の提供を図る。
- (ソ) 子育てに関する悩み、不安解消につながる学ぶ機会や情報の提供に関する内容の充実を図る。
- (タ) 学校・家庭・地域住民などが相互に連携・協力し合い、子ども達の安全で安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるとともに、青少年健全育成活動の充実を図る。
- (チ) 関係団体と連携し、高齢者や障がい者向けのレクリエーションの充実や、少年スポーツへの支援を継続するとともに、これまでスポーツに関わってこなかった新たな層への働きかけを図る。
- (ツ) 計画的なスポーツ施設の整備及び適切な管理を行い、利用者やスポーツ団体が利用しやすい環境づくりに努める。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(8)教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	義務校育学校建設工事	砂川市	
	屋外運動場	野球グラウンド工事	砂川市	
	スクールバス・ポート	スクールバス運行事業	砂川市	
	給食施設	学校給食センター整備事業	砂川市	
	(3)集会施設、体育 施設等			
	公民館	公民館施設整備事業 郷土資料室整備事業	砂川市 砂川市	
	図書館	図書館施設整備事業	砂川市	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	放課後学習サポート事業 【内容】 義務教育学校の前期課程4年生から6年生までの希望児童に対し、民間学習塾の協力のもと、放課後に基礎基本を学習できる講習を行う 【必要性】 基礎・基本の内容を学習できる機会を提供し、学習習慣の定着及び学力の底上げを図る必要がある 【効果】 学力の底上げ及び家庭学習の習慣化が図られる	砂川市	
		中学校英語教育推進事業	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		【内容】 義務教育学校後期課程の生徒の英語検定にかかる検定料を補助する 【必要性】 生徒の英語力の定着及び学習意欲を向上するため、英語検定の受検を支援し、英語教育の充実を図る必要がある 【効果】 生徒の英語力の定着や学習意欲の向上が見込まれる 教育支援センター設置事業 【内容】 不登校や不登校の傾向にある児童生徒へ学習支援、教育相談や、それぞれ個々の実情に応じた生活相談や保護者と、学校及び関係機関や専門機関との連携等を図り、学校復帰等の支援を行う 【必要性】 不登校や不登校傾向の児童生徒に対し、家庭以外の学習環境を整えながら、学校復帰を支援する必要がある。また、校内に教育支援センターを設けることで、徐々に教室へ通室することができるなど、復帰しやすい環境となる 【効果】 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能となる	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		小中一貫教育推進事業 【内容】 小中一貫教育推進委員会を設置し、小中一貫教育に関する調査・協議を行うとともに、全国の先進事例などの情報収集に務める 【必要性】 義務教育学校在学中の9年間の学びと育ちの連続性を重視することによる、児童生徒の学習意欲の向上と、小学校から中学校への進学時の環境や学習内容の変化に適応できずに、不登校やいじめなどの問題が増加する「中一ギャップ」を解消する必要がある 【効果】 「中一ギャップ」の解消および異学年交流を行うことにより、規範意識の向上などを見込み、子どもたちの「生きる力」を育むことができる	砂川市	
	高等学校	砂川高校支援事業 【内容】 砂川高等学校の活性化のため、各種試験・検定等の受験費用などを助成する 【必要性】 市内唯一の高等学校は、地元中学生や地域にとって重要な教育機関であり、学習機会の充実とともに存続させていく必要がある 【効果】 若年者の市外への流出に歯止めを	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	生涯学習・スポーツ	かけるとともに、次代を担う人材の育成につながる 図書充実事業 【内容】 図書等の必要な資料を適切に収集・整理・保存し、市民に分かりやすく案内・提供するとともに、利用者等からの相談に応じる 【必要性】 読書ニーズや地域課題に対応し、市民の自主的学習を支援する必要がある 【効果】 より多くの市民に利活用されることにより、市民の教養の向上や地域課題の解決に繋がる糸口が見出される 市民体育祭交付金事業 【内容】 市民体育祭を実施したスポーツ団体に実行委員会を通じて開催経費の一部を交付する 【必要性】 市民のスポーツ活動を積極的に奨励するとともに、健康増進を図る必要がある 【効果】 市民の健康と体力づくりを図ることができる	砂川市 砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(9) 集落の整備

1 現況と問題点

本市は、東の丘陵地帯、西の石狩川に囲まれた平坦な地域において、国道 12 号に沿って南北に商業地域、住宅地域、工業地域が形成され、その周辺が農業地域となっている。

各地区においては、生活道路や上下水道など、生活基盤の整備が進んでいることから、当面は集落を再編する計画はないが、少子高齢化や核家族化などの進行、住民の連帯感の希薄化、中小企業経営者の高齢化や後継者不足に伴う市内事業所数の減少、農業地域における後継者不足などから、コミュニティの維持が難しくなっている。

その中で、J R 砂川駅を中心として市街地が形成された中心市街地においても、後継者不足や人口減少などにより空き店舗も増え、空洞化が進行してきたことから、市民が市街地で日常の生活需要を満たすことができるコンパクトなまちづくりを推進しており、まちなか居住の促進や商店街の活性化などに取り組んできた。

今後も、市民が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう生活環境の整備に努めるとともに、町内会の活動を支援し、活力ある持続可能な地域づくりを進めていく必要がある。

(10) 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本市では、14 団体の文化協会の加盟団体をはじめ、市民が自主的に組織した団体、グループ・サークルを中心に芸術文化活動を展開している。また、本市の歴史や伝統文化、文化財を継承・保存するために、郷土資料室が整備されていることに加えて郷土研究会も大きな役割を果たしている。このような中、郷土に対する認識を深めるため、平成 20 年に砂川市文化財保護条例を制定し、文化財の保存・活用に努めている。

また、交流や芸術文化を通して新たな人の流れによる賑わいと活力を創出することを目的に設置された地域交流センターでは、市民が主体的に活動を行うなど、新たな文化創造も醸成されてきている。今後も芸術文化団体への支援や文化施設である地域交流センターの利活用を促進し、地域文化の充実を図る必要がある。

郷土資料は、適切な管理を行うとともに郷土資料室特別展で活用するほか、指定文化財第 1 号である「街頭もちつき」の保存及び活用などへも支援を行い、郷土への誇りを高める機会の充実を図っている。

一方、高齢化の進行により、芸術文化団体の構成員及び活動の減少が進んでいるため、団体の活動状況を広く情報発信することによる人材の確保や活動の活発化、新たな活動団体の創出のための支援の実施のほか、より多くの市民の協力を得て、郷土資料の新たな発掘や整理にも取り組む必要がある。

2 その対策

- (ア) 市民に充実した芸術文化活動の参加機会が提供されるよう支援を行い、創造的で活力のある心豊かな社会の形成を図る。
- (イ) 文化財の保護を図るとともに、市民の協力を得て郷土資料を保存・活用し、市民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりに努める。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(10) 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	地域交流センター大規模改修事業	砂川市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	市民文化祭実行委員会交付金 【内容】 文化活動を自主的に企画・運営する 実行委員会に対する支援 【必要性】 市民の文化活動に対する意欲向上 と、文化伝承の関心を高める必要が ある 【効果】 文化活動の発表機会が確保される ことにより、人々の「心の豊かさ」を 生み、生きがいを持てる地域社会が 形成される	砂川市	
		地域交流センター運営管理委託事業 【内容】 舞台芸術や音楽公演など鑑賞の場 を提供する 【必要性】 すぐれた芸術文化などの鑑賞機会 を提供し、市民の文化意識の高揚を 図る必要がある 【効果】 世代間の交流や新たな文化創造が 醸成される	砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

経済活動やライフスタイルの変化などに起因する地球温暖化などの進行により、環境問題が深刻化する中、国際的な取り組みが進んでおり、地域における役割や責任も重要になっている。

本市では、「砂川市地球温暖化対策職員行動計画」を策定し、市の関連施設において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を目標に、電気や燃料の使用量削減などの取り組みを進めており、今後も温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

また、こうした取り組みの一環として、市役所庁舎では空調に地中熱を利用しているほか、令和8年4月に供用開始した砂川学園では、太陽光発電設備の設置やエコスクール・プラスの認定など、公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギーの率先的な導入を進めている。

省資源や省エネルギー、リサイクルなど、環境に配慮した行動につながるよう、市民意識の向上を図る取り組みが求められていることから、太陽光発電などの再生可能エネルギー活用住宅や省エネルギー基準に適合した住宅の普及・啓発を進めるなど、再生可能エネルギーの導入を促進していく必要がある。

2 その対策

- (ア) 再生可能エネルギーの利活用に向けた取り組みを推進する。
- (イ) 地球温暖化の防止に向け、企業や家庭における省エネルギー行動の促進に努める。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(11) 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	住宅用太陽光発電システム導入費補助事業 【内容】 住宅用太陽光発電システムを設置 する住宅居住者に設置費用を助成す る 【必要性】 地球温暖化対策及び環境保全意識 の高揚のため、再生可能エネルギー の普及促進を図る必要がある 【効果】 市民の環境保全に対する意識の向 上、再生可能エネルギーの積極的な 利用により、地球にやさしく環境負 荷の少ない循環型社会が形成される	砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

①協働

人口減少や少子高齢化が進む中、不安定で不透明な経済状況、厳しい市の財政状況、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会・経済状況は年々その様相を大きく変えている。これに伴い、市民の生活様式や価値観、ニーズは多様化しており、環境、福祉、教育など様々な分野で新たな課題が発生している。

本市では課題解決に向け、平成 25 年に市民参画による「砂川市協働のまちづくり指針」を策定し、市と市民が協働で行う事業の推進を図ってきた。人口減少が続く中、事業数は指針策定時より微増している状況である一方、協働に欠かせないパートナーである市民活動団体の解散が見られるなど、会員の高齢化や担い手不足などの課題が顕著化している。

市民と行政との情報共有は、広報紙やホームページのほか、地デジ広報や速報性の高い SNS を活用するなど様々な媒体を通じて共有を図っている。また、市民の市政への関心を高め、地域の若者や女性などが多くの分野でまちづくりに積極的に参画してもらえよう、広報広聴活動をより一層充実していく必要がある。

②地域コミュニティ

本市の地域コミュニティは、町内会が主体となって自主的な活動を行っており、平成 26 年には 87 町内会あったが、令和 6 年度末現在は 86 町内会となり、地域の人口の流出などにより減少傾向が続いている。

平成 25 年度より町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みに対して、地域コミュニティ活動支援事業補助金を新設し、現在では 81 町内会がこの補助金を申請している。

町内会に共通する課題は、役員の高齢化や担い手不足のほか、コミュニティ活動の拠点である町内会館などの施設の維持管理が困難となっていることであり、防災面では自助・共助・公助の連携が重要視され、ますます町内会における顔の見える関係が求められている。

地域での課題解決に向けて、市ができること、町内会ができることなどを話し合い、その解決に向けて市民の合意形成が図られるコミュニティを構築していく必要がある。

また、令和 6 年度末現在、コミュニティセンターは市内に 3 か所あり、地域住民が主体的に管理運営を行っている。地域のコミュニティ活動や文化・レクリエーション活動、軽スポーツ等を行える施設として、市民が気軽に利用できる環境を整えることが、地域のコミュニティの輪の広がりにつながっている。

2 その対策

- (ア) 市民、町内会、NPO法人などの多様な主体の参加により、市と協力して行う協働事業（活動）の継続に努める。
- (イ) 広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体、機会を通じて市民への情報提供に努め、情報の共有を図るとともに、積極的な広聴活動により市民の意見を把握しながら市政への反映を推進する。
- (ウ) 町内会などのコミュニティ活動の推進に努める。
- (エ) 地域のコミュニティ活動や文化・レクリエーション活動、軽スポーツ等の推進を図るため、環境の充実に努める。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 地域コミュニティ関連施設等	コミュニティセンター修繕事業	砂川市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域コミュニティ活動支援事業補助 【内容】 町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みへの支援 【必要性】 地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働のまちづくりを推進する必要がある 【効果】 自主的な地域コミュニティ活動が促進され、協働のまちづくりの意識が高まり、協力体制の強化につながる	砂川市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、砂川市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

添 付 資 料

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 【内容】 移住希望者に対する総合的な情報提供や受入体制の整備、移住後の支援等 【必要性】 人口減少が進む中、人口増加に向けた取り組みを進める必要がある 【効果】 移住者及び交流人口の増加による新たな需要の創出で、まちの活性化が図られる	砂川市	
		住宅建設・改修等補助事業 【内容】 住宅の取得や改修工事を行う者に対する支援 【必要性】 人口減少や高齢化の進行に対応し、人口増加及び良質な住宅ストックの形成とまちなか居住を推進する必要がある 【効果】 定住の促進や、まちなかへの居住誘導が図られる	砂川市	
		老朽住宅除却費補助事業 【内容】 老朽住宅の除去を行う者に対する支援 【必要性】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		地域における住環境の改善と防犯・防災対策を進める必要がある 【効果】 住環境の質的向上と市民の安全・安心な暮らしが保たれる 子育て支援補助 【内容】 住宅を取得する子育て世帯または若年夫婦世帯に対する支援 【必要性】 人口減少に対応するため、住宅の取得に対する経済的な支援により、移住定住の促進を図る必要がある 【効果】 移住定住の促進が図られ、少子化対策へつながる 移住促進補助 【内容】 市外から転入し、住宅を取得する者に対する支援 【必要性】 人口減少に対応するため、砂川市への住み替えを後押しし、移住定住の促進を図る必要がある 【効果】 移住定住の促進が図られる 市内企業就労者定住促進補助 【内容】 市内の企業に勤務し、住宅を取得する者に対する支援 【必要性】	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		人口減少に対応するため、住宅の取得に対する支援により、移住定住の促進を図る必要があるとともに、市内企業で働く従業員を確保する必要がある 【効果】 移住定住の促進が図られるとともに、市内企業で働く従業員の確保が図られる 従業員家賃支援事業 【内容】 市外から転入した従業員に事業者が支給する住宅手当の一部を助成する 【必要性】 市外から転入した従業員に家賃を補助し、市内事業所の従業員の確保及び従業員の福祉の増進を図る必要がある 【効果】 市内居住を促進し、雇用の促進や定着・市内経済の活性化を図ることができる	砂川市	
	人材育成	協働の環境づくり推進事業 【内容】 人材育成のための講座の開催や意見交換する場の充実 【必要性】 市民活動意欲の高揚と相互理解を深める必要がある 【効果】 まちづくりに対する協働意識の醸	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		成と市民活動意欲の高揚を図ることができる 介護人材育成支援事業 【内容】 市内の社会福祉法人等に対する、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講料の全額助成 【必要性】 慢性的に不足傾向にある介護職員の人材確保と介護技術水準の維持・向上のための支援が必要である 【効果】 介護技術の取得を促進することで入所者に対する適切なケアが図られるとともに、介護人材の確保と安定した事業運営が見込まれる 新規就農者支援事業 【内容】 新規就農者が農地を賃借した場合、農業機械や資材を購入した際に、一定の助成金を交付 【必要性】 新規就農者を誘致し、農業の振興と地域の活性化を図る必要がある 【効果】 意欲のある新規就農者を支援することで、経営の安定と新たな担い手の確保ができる 若年者就労支援事業 【内容】 市内企業の情報発信、働くことを考	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次産業化	持続的な農業経営が図られる 中小企業等振興補助 【内容】 中小企業等が行う商店街の店舗整備や組織化事業などへの支援 【必要性】 中小企業等の健全経営及び安定化を促す必要がある 【効果】 商工業振興と地域経済の活性化が図られる 商工会議所事業補助 【内容】 商工会議所が行う中小企業支援事業や商工振興事業への支援 【必要性】 中小企業等の経営安定化や育成とともに、商工振興事業による地域の消費拡大等を図る必要がある 【効果】 商工業振興と地域経済の活性化が図られる 商業振興対策商品券発行事業補助 【内容】 商業振興策として地元商店会等が行う商品券発行への支援 【必要性】 他市への購買力の流出を防ぎ、地域の消費拡大等を図る必要がある 【効果】 商業振興と地域経済の活性化が図	砂川市 砂川市 砂川市	商品券により市内での購買を促すことをきっかけとし、その後における購買にもつながるなど、将来にわたり地域の消費拡大が期待される

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		られる		
		地域ブランド定着推進事業 【内容】 市内中小企業者等の幅広い参加者によりチームを編成し、地域ブランドの磨き上げを行う 【必要性】 地域経済の縮小を緩やかにするため、地域内消費を最大化する必要がある 【効果】 市への誘客の促進・着地型消費が実現し、地域内消費の最大化が図られる	砂川市	
	企業誘致	企業振興促進対策事業補助 【内容】 企業の設備投資や新規雇用などへの支援 【必要性】 企業の設備投資等に係る負担を軽減し、企業の立地や事業の拡大を促す必要がある 【効果】 投資による企業の活発な事業活動を促進することで、雇用の拡大など、地域経済の活性化が図られる	砂川市	
	観光	観光協会補助（事業費分） 【内容】 観光協会が行うイベントや観光事業などへの支援 【必要性】 観光事業等の補助により地域の活	砂川市	観光協会が行うイベントや各団体による観光事業の集客を図ることで、それをきっかけとし、その後も本市へ訪

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		性を図るだけではなく、継続的に事業効果等を把握し、知名度の向上と集客力を高める必要がある 【効果】 賑わいの創出と地域経済の活性化が図られる スイートロード支援事業 【内容】 スイートロード協議会が行う中心市街地回遊事業などへの支援 【必要性】 空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、まちの賑わいを創出する必要がある 【効果】 賑わいの創出と中心市街地の活性化が図られる 納涼花火大会支援事業 【内容】 花火大会事業費の一部を定額補助する 【必要性】 中空知地域から多数集客していることから、地域への経済波及効果を向上させる必要がある 【効果】 賑わいの創出と中心市街地の活性化が図られる まちなか交流施設運営事業 【内容】 まちなか交流施設すなわちを有効	砂川市 砂川市 砂川市	れることにつながるなど、まちの賑わいの創出及び地域経済の活性化が期待される 中空知地域からの多数の集客により、地域の消費拡大及び地域経済の活性化につながるとともに、それをきっかけとし、その後も定期的に本市へ訪れるなど、まちの活性化につながる

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	活用する 【必要性】 経済活力向上の観点から中心市街地の活性化に繋げる必要がある 【効果】 持続的な賑わい創出を通じてエリアイメージを向上し、これまで中心市街地を訪れる事が無かった層の来訪に繋げることで、周辺商店街や観光資源への波及性を高め、地域経済の活性化に繋げる 勤労者共済会交付金事業 【内容】 勤労者共済会に市付加給付相当額を交付する 【必要性】 個々の企業では実施が難しい福利厚生事業を促進する必要がある 【効果】 楽しく安心して働ける職場づくりと従業員の定着及び事業所の発展が図られる 商業街路灯設置・維持費補助 【内容】 商業街路灯を設置・維持する団体に対し、設置費の一部、及び維持費として電気使用料の一部を補助する 【必要性】 中心市街地の商業環境の整備と活性化を図る必要がある 【効果】 商店街利用者の利便性・安全性が確	砂川市 砂川市	

持続的発展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
		保され、集客から商店街の賑わい創出 につながる		
(4) 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	地域公共交通運行事業 【内容】 予約型乗合タクシーの運行事業費 を補助する 【必要性】 高齢者等の交通弱者に配慮した公 共交通の安定的な運行を確保し市民 の利便性向上を図る 【効果】 日常生活における移動手段の確保 が図られ、利便性が向上する バス路線確保対策事業 【内容】 赤字路線を運行するバス事業者に 対して収支補填を行い、バスの運行を 確保する 【必要性】 バス利用者が減少する中、市民の移 動手段を確保するため、バス事業者へ の財政支援が必要である 【効果】 赤字路線のバス運行が継続され、特 に交通弱者と言われる市民の移動手 段が確保される	砂川市 砂川市	
(5) 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	花いっぱい運動推進事業 【内容】 公共施設及び道路の植樹等々に継	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		続的に花を植え維持管理する団体を支援する 【必要性】 花を通して緑化意識の高揚を図り、美しい景観をもつまちづくりを進める必要がある 【効果】 街並みの良好な景観の形成が促進されるとともに、市民の緑化意識の高揚が図られる 公園施設長寿命化事業 【内容】 公園施設の改築及び適切な点検、維持管理により施設機能の向上や保持を図る 【必要性】 安全で快適な公園及び公園施設整備により、利用者が安心できる都市公園を提供する必要がある 【効果】 長寿命化によるコスト削減、また利用者の安全性や快適性が確保される	砂川市	
	防災・防犯	防犯灯設置・維持費補助 【内容】 防犯灯を設置・維持する町内会等に対する支援 【必要性】 地域における防犯対策を進める必要がある 【効果】 夜間における視認性が確保され、市民の安全・安心な暮らしが保たれる	砂川市	

[illegible]

	その他	緑化推進事業（緑と花の祭典） 【内容】 緑化に関する祭典を主催する「緑あふれる公園都市推進市民会議」に祭典事業費を交付する 【必要性】 自然を守り、生活環境の緑を生み育て、緑と交流を深めることにより、緑あふれる公園都市を形成する必要がある 【効果】 祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることにより、緑化意識の高揚が図られる	砂川市	祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることで緑化意識の高揚が図られ、持続可能な緑化活動により、将来にわたって美しい街並みが保全され、まちの魅力の向上につながる
--	-----	--	-----	---

緑化推進事業（緑と花の祭典）

【内容】

緑化に関する祭典を主催する「緑あふれる公園都市推進市民会議」に祭典事業費を交付する

【必要性】

自然を守り、生活環境の緑を生み育て、緑と交流を深めることにより、緑あふれる公園都市を形成する必要がある

【効果】

祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることにより、緑化意識の高揚が図られる

砂川市

祭典を通して市民が楽しみながら緑との交流を深めることで緑化意識の高揚が図られ、持続可能な緑化活動により、将来にわたって美しい街並みが保全され、まちの魅力の向上につながる

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	特別保育事業（延長、乳児、一時、広域保育） 【内容】 保護者の就労などにより多様化するニーズに応え、様々な形態の保育事業を実施 【必要性】 仕事と育児を両立しながら、安心して働くことができる環境を整える必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる	砂川市	
		子育て支援センター事業 【内容】	砂川市	

(8) 過疎地域持続的
発展特別事業
児童福祉

特別保育事業（延長・乳児・一時・広域保育）

【内容】

保護者の就労などにより多様化するニーズに応え、様々な形態の保育事業を実施

【必要性】

仕事と育児を両立しながら、安心して働くことができる環境を整える必要がある

【効果】

子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる

子育て支援センター事業

【内容】

砂川市砂川市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		子育てに関する不安を解消するため、相談指導を行う 【必要性】 核家族化の進行により、子育てに関する環境が変化していることから、子育て支援を行う必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる 子ども医療費助成事業 【内容】 高校生等までの医療費負担を軽減させるための支援 【必要性】 少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住につながる ひとり親家庭等医療費助成事業 【内容】 20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭等の医療費負担を軽減させるための支援 【必要性】 少子化及び人口減少対策として子育て支援を行う必要がある 【効果】 子育てしやすい環境をつくることで、子どもを生み育てる世代の定住に	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		つながる 子育て支援指定ごみ袋配布事業 【内容】 子育て世帯に対し、紙おむつなどの 処理用として指定ごみ袋を配布する 【必要性】 人口減少、少子化対策として、安心 して子どもを生み育てられる環境づ くりが必要である 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が 図られ、子育てしやすい環境がつくら れる 病児・病後児保育事業 【内容】 自宅での保育が困難な病氣中又は 病氣の回復期にある児童を一時的に 保育する 【必要性】 保護者の子育てと就業等の両立を 支援するとともに、安心して子育てが できる環境を整備する必要がある 【効果】 共働き世帯が増加する中、子育てと 就業の両立及び児童の健全な育成が 図られる 学童保育事業 【内容】 保護者の就労等により保育に欠け る児童に対し、遊びの場や生活の場を 確保するとともに、保護者に代わって	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		指導員が保育する 【必要性】 児童の安全と健全な育成を図る必要がある 【効果】 児童の安全と健全な育成の場が確保され、保護者が安心して就労することができる 乳児すこやか応援クーポン券支給事業 【内容】 乳児のおむつ等の購入にかかる経費の一部を助成する 【必要性】 人口減少及び少子化対策として、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要である 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境がつけられる ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業 【内容】 小学生以下の子どもがいる世帯に対し、北海道子どもの国の有料施設である「ふしぎの森」の利用料が無料となるクーポン券を支給する 【必要性】 人口減少及び少子化対策として、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要である	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られ、子育てしやすい環境がつけられる 新生児聴覚検査助成事業 【内容】 新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成する 【必要性】 聴覚障害の早期発見・早期療育を図る必要がある 【効果】 検査に係る経済的負担の軽減が図られるとともに、早期治療・療育により、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる	砂川市	
	高齢者・障害者福祉	敬老助成券交付事業 【内容】 バス券やハイヤー券等の交付により、高齢者の社会参加を促す 【必要性】 高齢化が進行する中、高齢者が社会参加しやすい環境を整える必要がある 【効果】 高齢者の生きがいづくりの促進及び心身の健康保持が図られる	砂川市	
		シルバー人材センター支援事業 【内容】 シルバー人材センター運営費への支援	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		【必要性】 高齢者の生きがいがづくりと社会参加を促す必要がある 【効果】 高齢者が地域活性化に貢献することで、生きがいの創出につながる 重度心身障害者医療費助成事業 【内容】 重度の障害を持つ人の医療費負担を軽減させるための支援 【必要性】 重度心身障害者は疾病も多く、就労等も限られることから、必要な医療を受けるための負担軽減が必要である 【効果】 重度心身障害者の保健の安定と福祉の増進が図られる	砂川市	
	健康づくり	インフルエンザ任意予防接種費用助成事業 【内容】 中学生までのインフルエンザ予防接種にかかる費用を助成する 【必要性】 子どもの予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある 【効果】 子育て世帯に対する経済的負担の軽減と子どものインフルエンザの重症化を防ぐことができる	砂川市	
		新型コロナウイルス任意予防接種費	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		用助成事業 【内容】 中学生までの新型コロナウイルス 予防接種にかかる費用を助成する 【必要性】 子どもの予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある 【効果】 子育て世帯に対する経済的負担の軽減と子どもの新型コロナウイルスの重症化を防ぐことができる 带状疱疹ワクチン任意予防接種費用 助成事業 【内容】 50歳～64歳の带状疱疹ワクチン接種にかかる費用を助成する 【必要性】 50歳～64歳の予防接種は任意であり費用負担が伴うため、接種しやすい環境を整備する必要がある 【効果】 带状疱疹ワクチンの接種を希望する方に対する負担軽減と、ワクチン接種による発症率の低下と症状を軽減できる 若年者生活習慣病予防健診事業 【内容】 健診を受ける機会のない児童生徒や若年者に対し、生活習慣病予防健診を実施する 【必要性】	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		生活様式の変化から生活習慣病の発症が若年化しているため、早期予防を図る必要がある 【効果】 健診結果から保健指導を実施することにより生活習慣の見直しにつなげ、将来の生活習慣病発症のリスクを軽減することができる 健康ポイント事業 【内容】 市が主催する健康づくり事業の参加者に健康ポイントを付与し、ポイントを事業に還元できる商品券等と交換する 【必要性】 特定健診・がん検診等の受診率向上や運動習慣の確立のため、健康に対する意識の向上と健康の保持増進を図る必要がある 【効果】 健康意識の向上により、疾病予防を図ることができるとともに、健康づくりに対するさらなる意識向上につながる	砂川市	
	その他	すながわ出会い創出支援事業 【内容】 独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対し支援する 【必要性】 独身男女の人口流出を防ぐ必要がある 【効果】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		出会いから結婚、出産等につながることで、定住や人口減少への対応が図られる 特定不妊治療費助成事業 【内容】 特定不妊治療に要する費用の一部を助成する 【必要性】 特定不妊治療には多くの経費がかかり、そのリスクが治療を受ける障壁となるため支援が必要である 【効果】 妊娠、出産を望む夫婦の経済的負担の軽減から精神的な安定が保たれる 先進不妊治療費等助成事業 【内容】 先進不妊治療に要する費用の一部を助成する 【必要性】 先進不妊治療には多くの経費がかかり、そのリスクが治療を受ける障壁となるため支援が必要である 【効果】 妊娠、出産を望む夫婦の経済的負担の軽減から精神的な安定が保たれる 妊婦一般健康診査費用助成事業 【内容】 これまで有料となっていた基準回数を超えた超音波検査及び健康診査にかかる費用を助成する 【必要性】	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		健康診査未受診者及び少子化対策として、出産までの間、安心して受診ができる環境が必要である 【効果】 妊婦の経済的負担を軽減し、適切な妊婦一般健康診査の受診を促進することができる 結婚新生活支援事業 【内容】 若年新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃貸借費用、引越費用の一部を補助する 【必要性】 経済的理由で結婚に踏み出せない若年世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の強化を図る必要がある 【効果】 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る負担が軽減され、経済的理由で結婚に踏み切れない人々にとって、結婚へと踏み出すきっかけとなることが期待できる	砂川市	
(7) 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	看護師確保事業（看護学生修学資金貸与事業） 【内容】 将来、市立病院に看護師・助産師として従事しようとする者に対し、看護師・助産師の資格取得に必要な修学資金を貸与する 【必要性】 市立病院の人材確保及び市内就業	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	の促進を図る必要がある 【効果】 看護師・助産師の I・U・J ターンにより、地域医療の充実及び定住促進につながる 当番医制の確保・維持事業 【内容】 休日等における救急医療体制を確保するため、輪番制にかかる事業運営費を負担する ・小児救急医療支援事業交付金 ・在宅当番医運営事業委託料 【必要性】 休日等における救急患者受入に対応する必要がある 【効果】 地域の救急医療体制が確保される 開業医誘致等助成事業 【内容】 市内で診療所等の開設又は増設等を行う開業医を対象に、開設等に要する費用の一部を助成する 【必要性】 市内の開業医が減少しており、地域における医療の提供体制が縮小していることから、より身近な医療サービスを受けることができる環境を整備する必要がある 【効果】 誘致促進により開業医が増えること及び既存の診療所等が行う増設等についても助成対象とすることで、長	砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		期にわたり市内の医療提供体制が整備され、医療サービスの提供向上につながる		
(8) 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	放課後学習サポート事業 【内容】 小学4年生から6年生までの希望児童に対し、民間学習塾の協力のもと、放課後に基礎基本を学習できる講習を行う 【必要性】 基礎・基本の内容を学習できる機会を提供し、学習習慣の定着及び学力の底上げを図る必要がある 【効果】 学力の底上げ及び家庭学習の習慣化が図られる 中学校英語教育推進事業 【内容】 中学生の英語検定にかかる検定料を補助する 【必要性】 生徒の英語力の定着及び学習意欲を向上するため、英語検定の受検を支援し、英語教育の充実を図る必要がある 【効果】 生徒の英語力の定着や学習意欲の向上が見込まれる 教育支援センター設置事業 【内容】	砂川市 砂川市 砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		不登校や不登校の傾向にある児童生徒へ学習支援、教育相談や、それぞれ個々の実情に応じた生活相談や保護者と、学校及び関係機関や専門機関との連携等を図り、学校復帰等の支援を行う。 【必要性】 不登校や不登校傾向の児童生徒に対し、家庭以外の学習環境を整えながら、学校復帰を支援する必要がある。また、校内に教育支援センターを設けることで、徐々に教室へ通室することができるなど、復帰しやすい環境となる。 【効果】 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能となる。 小中一貫教育推進事業 【内容】 小中一貫教育推進委員会を設置し、小中一貫教育に関する調査・協議を行うとともに、全国の先進事例などの情報収集に務める 【必要性】 義務教育学校在学中の9年間の学びと育ちの連続性を重視することによる、児童生徒の学習意欲の向上と、小学校から中学校への進学時の環境や学習内容の変化に適応できずに、不登校やいじめなどの問題が増加する	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		「中一ギャップ」を解消する必要がある 【効果】 「中一ギャップ」の解消および異学年交流を行うことにより、規範意識の向上などを見込み、子どもたちの「生きる力」を育むことができる		
	高等学校	砂川高校支援事業 【内容】 砂川高等学校の活性化のため、各種試験・検定等の受験費用などを助成する 【必要性】 市内唯一の高等学校は、地元中学生や地域にとって重要な教育機関であり、学習機会の充実とともに存続させていく必要がある 【効果】 若年者の市外への流出に歯止めをかけるとともに、次代を担う人材の育成につながる	砂川市	
	生涯学習・スポーツ	図書充実事業 【内容】 図書等の必要な資料を適切に収集・整理・保存し、市民に分かりやすく案内・提供するとともに、利用者等からの相談に応じる 【必要性】 読書ニーズや地域課題に対応し、市民の自主的学習を支援する必要がある 【効果】	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		舞台芸術や音楽公演など鑑賞の場を提供する 【必要性】 すぐれた芸術文化などの鑑賞機会を提供し、市民の文化意識の高揚を図る必要がある 【効果】 世代間の交流や新たな文化創造が醸成される		
(11) 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム導入費補助事業 【内容】 住宅用太陽光発電システムを設置する住宅居住者に設置費用を助成する 【必要性】 地球温暖化対策及び環境保全意識の高揚のため、再生可能エネルギーの普及促進を図る必要がある 【効果】 市民の環境保全に対する意識の向上、再生可能エネルギーの積極的な利用により、地球にやさしく環境負荷の少ない循環型社会が形成される	砂川市	
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域コミュニティ活動支援事業補助 【内容】 町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みへの支援 【必要性】 地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働のまちづくりを	砂川市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		推進する必要がある 【効果】 自主的な地域コミュニティ活動が 促進され、協働のまちづくりの意識が 高まり、協力体制の強化につながる		